



令和 5 年 2 月 1 4 日
不動産・建設経済局 建設市場整備課

令和 5 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価について

○ 令和 4 年度に実施した公共事業労務費調査に基づき、公共工事設計労務単価を決定し、令和 5 年 3 月から適用することとしたので、お知らせします。

【改訂後の単価のポイント】

- 1 今回の決定により、全国全職種単純平均で前年度比 5. 2 %引き上げられることになります。**（資料 1）**
- 2 また、必要な法定福利費相当額を加算するなどの措置を行った平成 2 5 年度の改訂から 1 1 年連続の引き上げにより、全国全職種加重平均値が 2 2, 2 2 7 円となりました。**（資料 2）**
- 3 労務単価には、事業主が負担すべき人件費（必要経費分）は含まれていません。よって、下請代金に必要経費分を計上しない、又は下請代金から値引くことは不当行為です。**（資料 3）**

【問い合わせ先】

国土交通省 不動産・建設経済局 建設市場整備課
建設キャリアアップシステム推進室

課 長 補 佐 村 田（内線：24863）

指導調整係長 藤 木（内線：24865）

電 話 番 号 03-5253-8111【代表】

03-5253-8283【夜間直通】

単価設定のポイント

- (1) 最近の労働市場の**実勢価格を適切・迅速に反映**し、47都道府県・51職種別に単価を設定
- (2) **必要な法定福利費相当額や義務化分の有給休暇取得に要する費用のほか、時間外労働時間を短縮するために必要な費用を反映**
- (3) **元請企業から技能者に対して直接支給している手当を反映**（下請企業を経由する手当は従前より反映）

全 国

全 職 種 （22,227円） 令和4年3月比； + 5. 2 % （平成24年度比； + 6 5. 5 %）

主要12職種※ （20,822円） 令和4年3月比； + 5. 0 % （平成24年度比； + 6 5. 5 %）

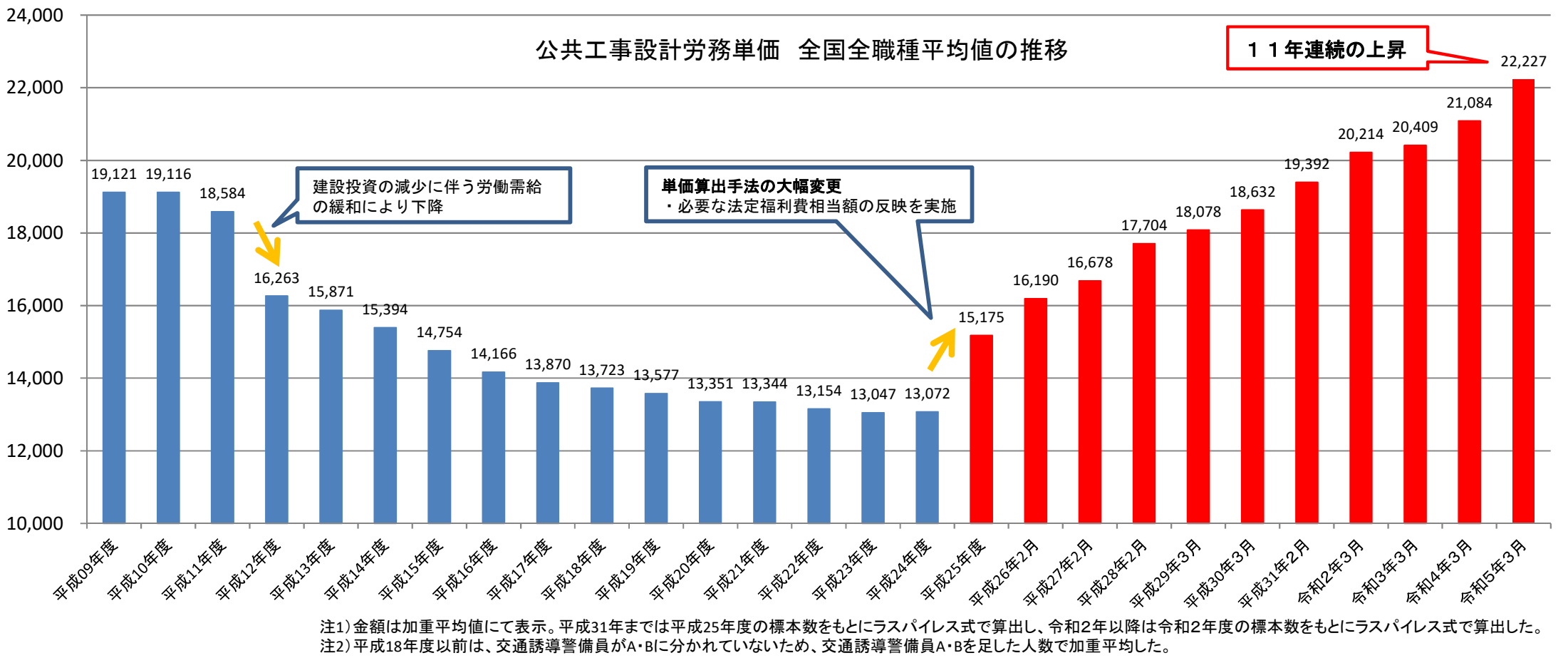
※「主要12職種」とは通常、公共工事において広く一般的に従事されている職種

(主要12職種)

職種	全国平均値	令和4年度比	職種	全国平均値	令和4年度比
特殊作業員	24,074円	+ 4. 0 %	運転手（一般）	21,859円	+ 5. 8 %
普通作業員	20,662円	+ 5. 7 %	型枠工	27,162円	+ 3. 8 %
軽作業員	15,874円	+ 6. 3 %	大工	26,657円	+ 4. 9 %
とび工	26,764円	+ 4. 8 %	左官	25,958円	+ 4. 0 %
鉄筋工	26,730円	+ 3. 6 %	交通誘導警備員 A	15,967円	+ 7. 1 %
運転手（特殊）	25,249円	+ 5. 7 %	交通誘導警備員 B	13,814円	+ 6. 3 %

注）金額は加重平均値、伸率は単純平均値で算出

○全国全職種の伸び率は9年ぶりに5%以上となり、単価の平均値は11年連続の上昇



参考：近年の公共工事設計労務単価の単純平均の伸び率の推移

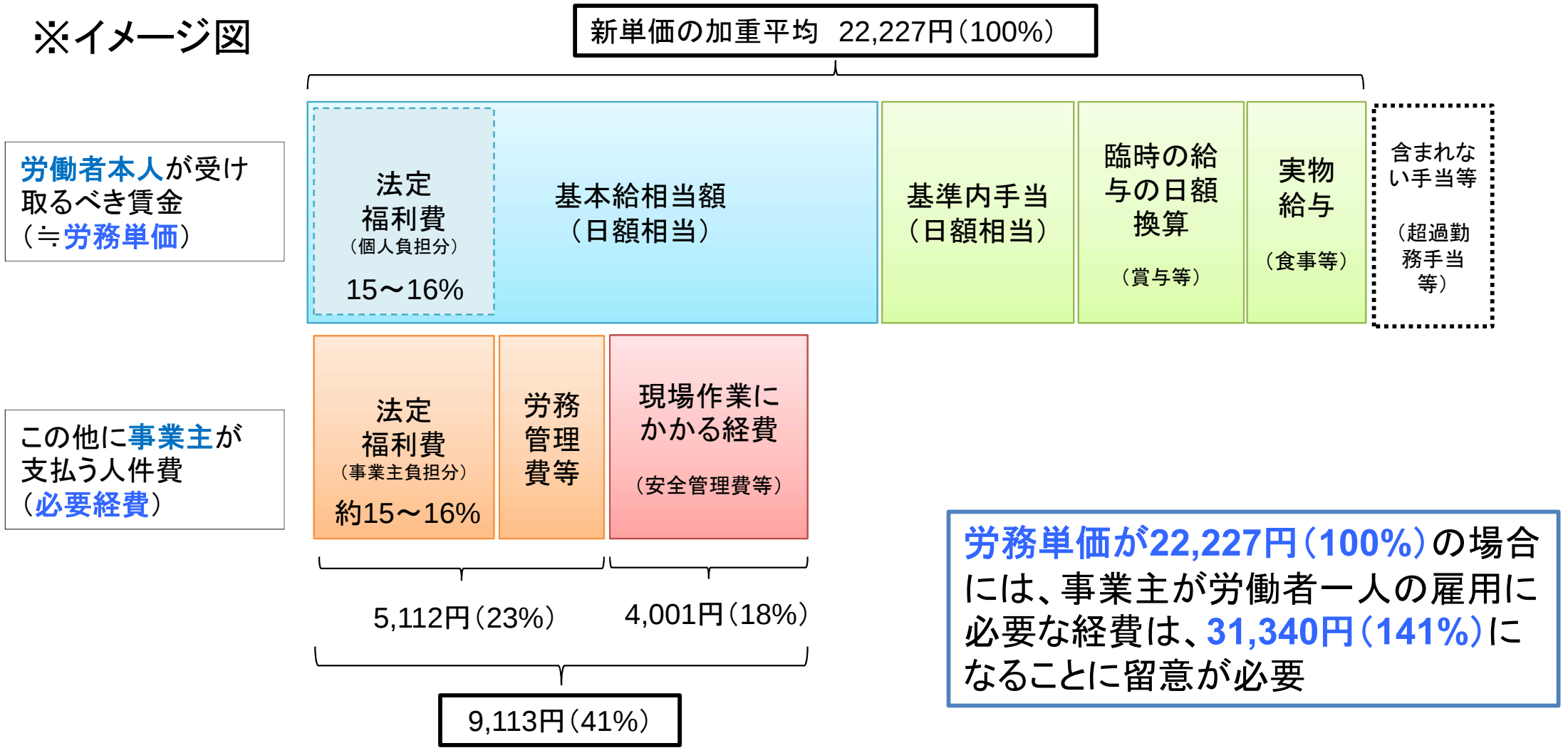
	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R02	R03	R04	R05	H24比
全職種	+15.1%	→ +7.1%	→ +4.2%	→ +4.9%	→ +3.4%	→ +2.8%	→ +3.3%	→ +2.5%	→ +1.2%	→ +2.5%	→ +5.2%	+65.5%
主要12職種	+15.3%	→ +6.9%	→ +3.1%	→ +6.7%	→ +2.6%	→ +2.8%	→ +3.7%	→ +2.3%	→ +1.0%	→ +3.0%	→ +5.0%	+65.5%

注3) 伸び率は単純平均値より算出した。

「公共工事設計労務単価」と「雇用に伴う必要経費」の関係

- 労働者本人が受け取るべき賃金を基に、日額換算値(所定内労働時間8時間)として**労務単価**を設定
⇒ 例えば、日給制の労働者が受け取る日当よりも広い概念。法定福利費も全額反映
- **労務単価**には、**事業主が負担すべき必要経費(法定福利費、安全管理費等)**は含まれていない。
- 事業主が下請代金に**必要経費分を計上しない**、又は下請代金から**必要経費を値引く**ことは**不当行為**

※イメージ図



令和5年3月から適用する
公共工事設計労務単価表

令和5年2月

1. 令和5年3月から適用する公共工事設計労務単価について

決定した都道府県別・職種別の公共工事設計労務単価一覧を「令和5年3月から適用する公共工事設計労務単価」に示す。なお、労務単価の決定にあたり、引き続き、法定福利費相当額、義務化分の有給休暇取得に要する費用、時間外労働時間を短縮するために必要な費用を反映している。加えて、元請企業から下請企業を経由せず、直接支給する手当がある実態を踏まえ、この手当を新たに反映している。

公共工事設計労務単価は、国土交通省不動産・建設経済局建設市場整備課及び各地方整備局技術管理担当課等で閲覧できる。

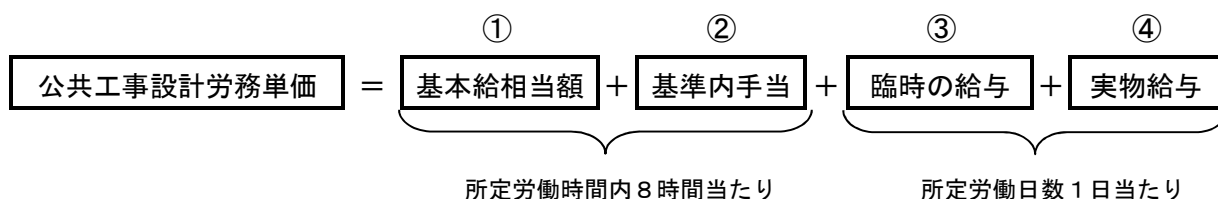
2. 公共工事設計労務単価について

(1) 公共工事設計労務単価の構成

公共工事設計労務単価は、次の①～④で構成される（図－1）。

- ① 基本給相当額
- ② 基準内手当（当該職種の通常の作業条件及び作業内容の労働に対する手当）
- ③ 臨時の給与（賞与等）
- ④ 実物給与（食事の支給等）

図－1 公共工事設計労務単価の構成



(2) 公共工事設計労務単価に含まれない賃金、手当、経費

- ① 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金
- ② 各職種の通常の作業条件又は作業内容を超えた労働に対する手当
- ③ 現場管理費（法定福利費（事業主負担分）、研修訓練等に要する費用等）及び一般管理費等の諸経費

（例えば、交通誘導警備員A、Bの単価については、警備会社に必要な諸経費（現場管理費及び一般管理費等）は、含まれていない。）

(3) 留意事項

公共工事設計労務単価は公共工事の工事費の積算に用いるためのものであり、以下の点について十分留意すること。

- ・ 本単価に含まれる賃金の範囲は(1)のとおりであり、(2)に示すものは含まれないこと(法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている)

なお、労働者の雇用に伴う必要経費を含めた金額を参考に示す。

3. 公共事業労務費調査の概要について

(1) 調査目的

公共工事の発注に際し必要となる予定価格の決定にあたっては、「予算決算及び会計令」において、取引の実例価格、需給の状況等を考慮して適正に定めることとされている。

これに基づき、農林水産省及び国土交通省では、公共工事の予定価格の積算に必要な公共工事設計労務単価を決定するため、所管する公共事業等に従事した建設労働者等に対する賃金の支払い実態を、昭和45年より毎年定期的に調査している。

(2) 調査方法

① 調査対象工事

農林水産省及び国土交通省所管の直轄・補助事業等のうち、令和4年10月に施工中の1件当たり1,000万円以上の工事を選定母集団として、無作為に抽出。未着工、完了等の無効となった工事を除く有効工事件数は、9,932件。地方別の有効工事件数を表-1に示す。

② 調査の実施方法

調査対象者は、調査対象工事に従事する51職種の建設労働者等(各職種の定義・作業内容を「調査対象職種の定義・作業内容」に示す)。労働基準法により使用者に調製・保存が義務付けられている賃金台帳から、請負業者(元請会社及び協力会社)が転記する等して調査票を作成。調査票記載内容を照合・確認することにより、賃金の支払い実態を把握。

③ 有効標本数

賃金台帳の不備等による不良標本を除いた有効標本数は、全職種で84,609人。地方別の有効標本数を表-1に示す。

表-1 有効工事件数及び有効標本数

地方連絡協議会名	有効工事件数 (件)	有効標本数 (人)
北海道	949	8,397
東北	1,124	10,998
関東	1,637	15,884
北陸	812	6,897
中部	1,197	9,148
近畿	1,082	9,694
中国	937	7,422
四国	793	5,419
九州	1,132	8,317
沖縄	269	2,433
全国計	9,932	84,609

④ 公共工事設計労務単価の決定

有効標本について、所定労働時間内 8 時間あたりに換算し、都道府県別・職種別に集計。集計結果を基に、公共工事設計労務単価を決定。

なお、建築ブロック工については、十分な有効標本数が確保できず、公共工事設計労務単価として設定するに至らなかった。

⑤ その他

令和 4 年 1 0 月調査の対象となった工事の件名及び請負会社名(元請)については、各地方連絡協議会事務局(国土交通省各地方整備局、北海道開発局又は沖縄総合事務局の技術管理課等)において、割増対象賃金比については国土交通省ホームページにおいても閲覧できる。

令和5年3月から適用する公共工事設計労務単価

- 公共工事設計労務単価は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものである。
- 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
- 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。
- 本単価は労働者に支払われる賃金に係わるものであり、現場管理費(法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等)及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。(例えば、交通誘導警備員の単価については、警備会社に必要な諸経費は含まれていない。)
- 法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている。

単位:円

地方連絡協議会名	都道府県名	特殊作業員	普通作業員	軽作業員	造園工	法面工	とび工	石工	ブロック工	電工	鉄筋工
北海道	01 北海道	22,800	19,100	16,300	21,000	28,600	26,100			24,300	26,300
東北	02 青森県	26,600	19,800	15,600	20,900	29,200	27,300		27,500	22,300	28,600
	03 岩手県	25,200	21,100	16,000	22,000	30,700	26,100		27,500	23,500	28,400
	04 宮城県	26,700	21,000	17,200	23,000	31,600	29,700		27,500	25,100	34,200
	05 秋田県	25,100	20,000	16,600	21,700	29,400	26,900		27,500	23,100	29,300
	06 山形県	25,200	20,000	17,500	22,200	27,900	27,100	27,400	27,300	24,000	29,700
	07 福島県	26,700	20,900	18,700	22,700	30,600	29,400	29,000	27,700	24,600	30,100
関東	08 茨城県	23,700	22,600	15,400	23,100	27,000	27,900	29,000	27,400	24,600	26,500
	09 栃木県	23,500	21,200	15,300	22,900	28,800	26,500	29,200	27,400	24,200	26,500
	10 群馬県	23,500	22,400	16,400	23,000	30,000	25,200	28,000	27,200	23,800	25,800
	11 埼玉県	25,200	22,900	16,300	22,800	28,800	29,200	29,200	27,600	26,200	28,500
	12 千葉県	26,200	22,600	16,100	23,800	28,600	30,200	29,700	27,500	26,400	29,600
	13 東京都	26,700	23,900	16,800	23,800	30,300	29,900	29,600	27,600	28,800	29,000
	14 神奈川県	26,900	23,900	16,500	23,200	28,600	30,000	29,500	27,300	26,500	27,300
	19 山梨県	25,700	23,800	16,100	23,100	29,600	26,700	29,400	27,100	25,900	26,700
	20 長野県	24,800	21,900	17,100	23,000	28,500	26,400	27,300	25,700	24,400	25,100
北陸	15 新潟県	24,900	20,700	18,700	22,200	29,100	25,300	25,600	25,700	23,500	27,000
	16 富山県	27,800	22,000	17,500	21,800	31,000	28,400			24,600	29,100
	17 石川県	26,800	22,600	17,300	21,600	31,000	28,400			24,700	28,600
中部	21 岐阜県	24,300	22,100	16,600	23,200	30,000	27,000			22,700	27,700
	22 静岡県	24,100	23,200	15,100	22,500	29,600	26,100	29,300	30,000	24,000	28,500
	23 愛知県	25,400	22,100	17,100	22,600	31,100	27,800			22,800	27,800
	24 三重県	24,200	21,300	16,100	23,600	30,600	28,400			22,900	28,100
近畿	18 福井県	23,200	19,200	14,400	22,000	26,200	23,800		28,100	21,000	24,700
	25 滋賀県	23,500	20,500	15,100	22,800	27,500	25,300		27,900	22,400	26,100
	26 京都府	22,900	21,500	14,200	22,800	26,600	25,000			21,900	25,200
	27 大阪府	24,400	21,000	14,100	22,800	27,600	26,500			22,700	25,600
	28 兵庫県	22,000	21,200	14,100	21,800	26,200	25,300		27,800	21,500	24,000
	29 奈良県	24,700	21,100	15,000	23,800	27,500	25,900			22,400	25,700
	30 和歌山県	23,800	21,300	14,500	22,400	26,500	25,600			22,500	24,600
中国	31 鳥取県	20,000	16,000	14,000	20,600	23,600	23,300		22,600	20,400	21,700
	32 島根県	20,300	17,200	14,100	20,000	22,600	23,200			20,400	21,000
	33 岡山県	21,400	18,700	14,300	20,900	24,200	24,100		22,500	21,000	22,300
	34 広島県	21,900	19,600	14,300	20,100	24,600	24,000			21,800	22,300
	35 山口県	20,300	17,900	14,100	20,200	23,700	23,800			21,200	21,500
四国	36 徳島県	22,300	20,600	14,600	20,400	28,400	23,500			21,900	23,700
	37 香川県	23,200	21,100	14,600	20,800	26,600	23,500			22,400	23,900
	38 愛媛県	21,900	18,500	14,200	20,600	26,200	23,400			21,400	22,600
	39 高知県	21,600	18,800	15,000	21,100	27,200	23,800			21,400	22,600
九州	40 福岡県	23,500	20,800	14,300	20,300	26,100	25,200	26,100	25,100	23,400	24,100
	41 佐賀県	20,700	17,800	13,800	20,200	25,600	23,600	26,500	25,300	22,900	23,600
	42 長崎県	21,700	18,700	14,600	20,900	25,400	23,500	26,700	25,200	21,900	23,500
	43 熊本県	22,100	19,200	15,400	20,500	26,700	24,700	26,600	25,000	21,500	24,300
	44 大分県	21,100	17,900	14,500	20,200	24,600	24,200	26,200	24,700	21,800	24,100
	45 宮崎県	23,500	17,400	14,600	20,300	24,800	24,400	26,500	24,700	21,300	22,700
	46 鹿児島県	25,800	18,800	15,700	19,900	28,800	24,900	26,500	24,600	21,900	24,000
沖縄	47 沖縄県	23,000	20,000	15,100	19,600	24,200	29,400			19,000	26,500

令和5年3月から適用する公共工事設計労務単価

- 公共工事設計労務単価は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものである。
- 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
- 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。
- 本単価は労働者に支払われる賃金に係わるものであり、現場管理費（法定福利費（事業主負担分）、研修訓練等に要する費用等）及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。（例えば、交通誘導警備員の単価については、警備会社に必要な諸経費は含まれていない。）
- 法定福利費（事業主負担分）、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている。

単位：円

地方連絡協議会名	都道府県名	鉄骨工	塗装工	溶接工	運転手 （特殊）	運転手 （一般）	潜かん工	潜かん 世話役	さく岩工	トンネル 特殊工	トンネル 作業員
北海道	01 北海道	27,700	26,100	28,500	23,400	19,200	37,400	46,400		40,700	28,900
東 北	02 青森県	25,900	23,900	26,800	29,800	26,200	37,000	46,000	32,000	39,500	28,000
	03 岩手県	26,100	24,900	27,000	29,100	23,700	36,900	45,900	31,900	41,500	28,100
	04 宮城県	29,500	29,200	29,000	30,600	26,500	36,700	45,400	31,600	41,500	27,900
	05 秋田県	26,600	25,800	27,400	28,700	26,800	36,800	46,000	32,000	40,300	28,400
	06 山形県	27,700	28,800	28,800	27,100	23,800	36,900	45,900	32,000	40,300	28,300
	07 福島県	27,500	28,800	28,600	25,900	22,600	36,900	45,700	31,900	40,100	27,800
関 東	08 茨城県	24,400	27,600	30,400	27,000	21,700	32,000	39,700	33,900	33,100	26,700
	09 栃木県	25,300	29,100	31,200	24,400	22,700	32,100	39,900	34,000	33,700	27,100
	10 群馬県	24,800	25,400	29,100	24,800	20,400	32,100	39,900	34,000	36,100	27,000
	11 埼玉県	25,800	29,600	30,400	28,200	23,900	32,100	39,900	34,000	32,000	26,900
	12 千葉県	25,700	29,800	30,500	27,400	23,800	32,100	39,900	34,000	31,900	26,900
	13 東京都	26,500	31,300	32,400	27,700	22,400	32,100	39,900	34,000	31,000	26,900
	14 神奈川県	26,400	31,300	33,100	28,700	23,900	32,100	39,800	33,900	34,400	26,900
	19 山梨県	26,800	29,600	31,900	27,700	23,300	32,200	40,000	34,100	33,300	26,900
	20 長野県	25,200	26,600	28,300	24,800	21,100	32,300	40,200	34,200	35,200	27,200
北 陸	15 新潟県	25,800	26,800	27,100	24,500	21,600	36,400	45,000	31,000	41,000	28,700
	16 富山県	28,600	28,500	28,400	25,900	21,600	36,400	45,000	31,000	41,800	28,500
	17 石川県	28,000	28,000	27,900	25,200	22,500	36,300	44,800	30,900	41,500	28,900
中 部	21 岐阜県	26,700	27,300	28,600	26,500	23,200	34,300	42,400	32,300	39,100	28,800
	22 静岡県	29,100	29,100	30,900	25,900	23,500	34,300	42,600	32,400	38,900	28,700
	23 愛知県	27,200	28,600	30,100	26,200	23,900	34,400	42,500	32,300	38,200	28,600
	24 三重県	28,300	27,800	29,700	25,700	22,900	34,300	42,600	32,400	39,200	28,300
近 畿	18 福井県	23,800	25,800	26,800	22,100	22,100	32,400	40,100	27,100	39,300	28,700
	25 滋賀県	23,400	25,900	28,200	23,500	21,100	32,400	40,100	27,000	39,900	28,600
	26 京都府	23,700	26,800	28,000	22,300	20,300	32,400	40,100	27,100	39,200	27,600
	27 大阪府	24,100	27,500	27,600	23,900	20,500	32,400	40,100	27,000	38,800	27,400
	28 兵庫県	22,800	24,700	27,200	22,500	20,300	32,400	40,100	27,000	38,500	27,300
	29 奈良県	24,100	27,400	29,000	23,200	20,800	32,400	40,100	27,000	39,600	27,600
	30 和歌山県	23,500	26,700	27,500	21,800	20,100	32,400	40,000	27,000	37,600	27,200
中 国	31 鳥取県	22,700	23,300	25,800	18,400	16,700	32,400	40,200	28,100	37,900	26,200
	32 島根県	22,000	21,600	23,700	20,100	17,000	32,300	40,100	28,100	38,800	27,000
	33 岡山県	23,000	23,200	25,900	21,500	19,100	32,300	40,100	28,100	37,000	26,700
	34 広島県	23,000	22,200	24,000	22,100	19,200	32,500	40,300	28,200	39,100	26,900
	35 山口県	22,300	21,300	24,100	20,300	18,400	32,300	40,100	28,100	39,400	27,000
四 国	36 徳島県	22,700	23,800	26,100	20,400	19,900	33,800	41,900	26,400	35,400	25,600
	37 香川県	22,800	23,800	26,200	21,800	20,800	33,700	41,700	26,400	35,700	25,500
	38 愛媛県	22,700	23,700	26,200	22,200	20,500	33,900	41,900	26,400	35,600	25,400
	39 高知県	22,800	24,100	26,300	22,700	21,000	33,800	41,900	26,400	35,700	25,500
九 州	40 福岡県	22,900	25,400	26,800	23,200	20,600	35,500	44,000	31,500	37,600	26,200
	41 佐賀県	23,200	26,000	26,400	25,500	21,200	35,500	44,000	31,500	36,300	26,500
	42 長崎県	22,800	25,700	25,900	21,700	19,700	35,600	44,100	31,600	37,300	26,800
	43 熊本県	23,200	25,600	26,400	22,700	20,300	35,700	44,200	31,600	37,700	25,700
	44 大分県	23,200	24,500	26,000	24,200	22,700	35,600	44,100	31,600	36,600	25,700
	45 宮崎県	23,100	25,000	25,200	24,200	21,100	35,500	44,000	31,500	38,100	25,600
	46 鹿児島県	23,100	25,500	26,200	26,800	24,200	35,600	44,100	31,600	38,000	26,000
沖 縄	47 沖縄県	21,600	25,700	25,900	26,500	24,100	35,500	44,100		28,700	23,100

令和5年3月から適用する公共工事設計労務単価

- 公共工事設計労務単価は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものである。
- 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
- 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。
- 本単価は労働者に支払われる賃金に係わるものであり、現場管理費(法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等)及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。(例えば、交通誘導警備員の単価については、警備会社に必要な諸経費は含まれていない。)
- 法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている。

単位:円

地方連絡協議会名	都道府県名	トンネル世話役	橋りょう特殊工	橋りょう塗装工	橋りょう世話役	土木一般世話役	高級船員	普通船員	潜水士	潜水連絡員	潜水送気員
北海道	01 北海道	40,100	32,100	34,500	42,100	25,200	29,300	23,100	44,300	30,600	28,400
東北	02 青森県	40,700	31,600	36,300	41,000	30,000	30,400	23,800	51,000	33,300	32,600
	03 岩手県	40,700	31,700	36,300	42,400	29,900	30,400	23,800	52,900	34,500	34,300
	04 宮城県	40,400	31,500	36,000	46,300	30,100	30,200	23,600	57,800	37,800	37,100
	05 秋田県	40,700	32,100	36,300	42,300	31,100	30,400	23,800	52,600	34,200	33,700
	06 山形県	40,600	32,000	36,300	41,300	29,000	30,400	25,000	52,900	34,500	33,900
	07 福島県	40,500	31,600	36,200	41,300	27,300	30,300	24,900	52,900	34,500	34,100
関東	08 茨城県	36,700	31,300	31,200	35,800	27,100	35,200	26,500	42,000	28,300	30,400
	09 栃木県	36,800	31,700	31,200	36,200	27,000	35,200	26,500	42,400	29,100	30,800
	10 群馬県	36,500	31,500	31,200	36,200	27,100	35,300	26,500	44,000	28,400	30,000
	11 埼玉県	36,800	32,400	31,300	36,400	27,500	33,400	26,500	43,900	32,900	32,200
	12 千葉県	36,600	31,700	31,300	36,400	28,100	33,400	26,500	43,900	32,900	32,200
	13 東京都	36,500	31,500	31,300	36,900	28,900	33,400	26,500	45,300	32,900	32,000
	14 神奈川県	36,500	31,300	31,300	36,100	29,400	33,400	26,500	44,400	31,900	30,700
	19 山梨県	36,800	31,500	31,300	35,400	27,800	33,300	26,400	44,900	31,300	30,800
	20 長野県	36,600	31,800	31,500	35,100	27,100	33,700	26,500	43,100	29,800	30,900
北陸	15 新潟県	44,600	32,600	40,000	39,000	24,700	31,800	24,800	45,500	28,700	30,600
	16 富山県	44,300	32,500	40,000	40,200	26,200	30,500	24,800	46,300	28,800	31,400
	17 石川県	44,300	32,600	39,900	40,800	28,000	30,400	24,900	44,600	29,700	29,500
中部	21 岐阜県	42,300	31,800	35,700	38,200	27,400	31,200	23,800	41,800	28,300	25,600
	22 静岡県	42,300	32,700	35,800	38,600	27,700	31,100	23,800	47,900	30,900	29,000
	23 愛知県	42,300	31,700	35,700	37,800	27,500	31,100	23,900	44,900	30,200	26,000
	24 三重県	42,300	31,800	35,800	39,300	26,500	30,900	23,600	45,000	29,400	25,800
近畿	18 福井県	40,800	31,100	30,500	38,000	25,600	29,000	22,400	35,500	25,800	26,900
	25 滋賀県	41,700	30,800	30,300	37,600	25,800	27,200	22,700	35,800	26,900	26,700
	26 京都府	41,100	30,800	30,400	37,600	25,500	27,200	22,600	35,400	26,900	26,500
	27 大阪府	40,800	31,100	30,300	38,300	26,400	29,200	22,700	36,300		27,000
	28 兵庫県	40,900	31,100	30,400	37,900	25,100	27,900	22,400	37,200		27,400
	29 奈良県	41,700	30,800	30,300	37,400	26,700	28,500	22,700	35,500	26,900	26,800
	30 和歌山県	41,000	30,700	30,300	37,400	26,600	27,200	22,600	35,400	26,900	26,300
中国	31 鳥取県	42,500	27,700	28,000	33,500	23,000	27,400	22,100	40,600	28,200	29,900
	32 島根県	42,400	27,700	27,900	33,100	22,100	27,300	22,000	40,800	29,800	30,100
	33 岡山県	42,700	27,900	27,900	33,300	23,600	27,800	22,000	40,600	28,300	30,000
	34 広島県	42,600	28,100	28,100	33,700	23,000	27,600	22,600	41,600	30,300	30,500
	35 山口県	42,500	27,900	27,900	33,400	23,500	27,300	21,800	41,400	30,100	30,500
四国	36 徳島県	36,800	29,600	30,500	34,100	24,600	35,700	26,600	46,300		23,700
	37 香川県	36,900	29,400	30,500	34,400	24,600	35,700	27,800	46,900		24,100
	38 愛媛県	36,900	29,300	30,500	33,300	25,800	35,500	26,600	46,800		23,800
	39 高知県	36,700	29,600	30,500	34,100	24,400	35,500	26,100	46,600		23,900
九州	40 福岡県	41,800	29,600	31,000	36,500	26,100	30,700	24,500	39,600	25,800	26,500
	41 佐賀県	41,900	29,600	31,000	36,700	24,900	30,400	24,400	39,700	25,800	26,500
	42 長崎県	41,900	29,600	31,100	36,700	24,500	29,200	23,500	39,500	25,500	26,200
	43 熊本県	41,900	29,600	31,200	35,500	25,500	30,700	23,900	39,700	25,800	26,500
	44 大分県	41,900	29,600	31,200	36,000	25,800	30,600	24,100	39,700	25,700	26,400
	45 宮崎県	41,900	29,600	31,000	36,500	26,100	29,200	23,500	39,600	25,500	26,200
	46 鹿児島県	41,900	29,600	31,100	36,800	28,300	29,100	23,500	39,800	25,600	26,500
沖縄	47 沖縄県	39,000	34,900	27,200	41,900	27,300	25,300	23,600	46,800	29,600	32,800

令和5年3月から適用する公共工事設計労務単価

- 公共工事設計労務単価は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものである。
- 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
- 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。
- 本単価は労働者に支払われる賃金に係わるものであり、現場管理費(法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等)及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。(例えば、交通誘導警備員の単価については、警備会社に必要な諸経費は含まれていない。)
- 法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている。

単位:円

地方連絡協議会名	都道府県名	山林砂防工	軌道工	型わく工	大工	左官	配管工	はつり工	防水工	板金工	タイル工
北海道	01 北海道	35,100	31,200	25,200	27,300	26,700	23,200	26,700	28,900	26,700	
東北	02 青森県		36,000	32,300	28,900	28,500	22,700	26,000	25,700	26,200	22,000
	03 岩手県		35,900	32,500	29,600	30,100	24,200	25,900	25,800	26,400	21,900
	04 宮城県		35,900	36,700	32,200	32,700	25,400	25,700	28,300	28,600	22,000
	05 秋田県		36,000	29,100	31,900	28,800	22,000	26,000	26,400	26,100	22,000
	06 山形県		32,300	29,500	27,700	28,300	24,400	26,000	29,500	27,000	22,000
	07 福島県		39,600	27,400	30,700	28,400	24,800	25,800	29,100	27,400	22,000
関東	08 茨城県	29,000	52,400	26,200	27,900	28,500	24,700	27,200	29,400	29,700	23,200
	09 栃木県	29,000	53,400	26,000	28,300	28,800	24,900	27,300	30,500	30,100	23,200
	10 群馬県	29,100	49,500	25,900	27,300	25,400	24,100	27,300	28,000	27,400	23,200
	11 埼玉県	29,000	53,600	27,400	27,600	28,600	24,600	27,300	31,600	30,600	
	12 千葉県	29,000	54,700	26,500	27,500	29,100	25,100	27,300	31,700	30,700	
	13 東京都	29,000	52,100	27,500	27,600	29,500	25,700	27,300	32,800	30,700	
	14 神奈川県	29,000	50,600	27,300	27,500	28,700	24,400	27,300	30,000	30,000	
	19 山梨県	29,000	50,000	27,400	27,700	28,200	24,400	27,300	29,600	29,700	
	20 長野県	29,100	44,500	24,200	27,100	24,500	23,800	27,600	27,700	27,900	23,700
北陸	15 新潟県	28,700	31,500	25,100	26,200	25,600	23,700	27,100	24,500	27,300	22,300
	16 富山県	28,100	36,600	27,800	26,900	26,600	23,800	27,100	24,500	27,700	
	17 石川県	28,100	37,200	27,200	26,900	26,000	24,000	27,000	25,400	27,900	
中部	21 岐阜県	30,200	43,500	29,000	30,100	25,700	22,900	27,200	25,500	27,700	
	22 静岡県	30,100	46,700	27,400	30,200	27,200	23,000	27,300	28,100	28,900	23,200
	23 愛知県	30,200	44,200	29,300	30,600	26,400	23,300	27,200	27,600	28,100	
	24 三重県	30,100	45,700	27,400	30,100	25,800	23,600	27,300	27,400	30,100	
近畿	18 福井県	25,400	38,500	25,100	23,100	24,200	22,800	27,400	24,700	25,500	
	25 滋賀県	25,400	38,700	25,500	24,200	25,000	23,500	27,400	25,500	25,600	
	26 京都府	25,400	39,300	26,300	24,000	25,400	23,400	27,400	25,500		22,400
	27 大阪府	25,400	40,800	27,700	24,000	25,500	23,900	27,400	25,600		22,300
	28 兵庫県	25,400	38,200	26,100	23,900	24,200	21,500	27,400	24,700	23,800	22,300
	29 奈良県	25,400	42,000	27,400	24,200	26,100	23,900	27,400	25,500		22,300
	30 和歌山県	25,300	39,600	27,700	23,900	25,600	23,000	27,300	25,200		22,300
中国	31 鳥取県		36,200	23,200	22,700	21,600	20,500	23,300	24,500	23,100	
	32 島根県		30,200	22,400	23,100	20,800	20,200		23,200	22,600	
	33 岡山県		34,500	24,100	22,600	21,900	21,100	23,200	24,800	23,000	
	34 広島県		30,500	23,600	23,100	21,700	20,400		24,100	22,500	
	35 山口県		30,400	22,400	23,200	21,200	20,600		23,600	22,600	
四国	36 徳島県	22,600	31,400	24,300		24,200	20,000		24,200		
	37 香川県	22,600	31,400	24,100		24,200	20,900		24,300		
	38 愛媛県	22,600	31,400	24,000		24,000	19,900		24,000		
	39 高知県	22,600	31,400	23,700		23,900	19,600		24,000		
九州	40 福岡県		31,600	24,300	24,500	25,000	21,100		24,900	23,700	
	41 佐賀県		33,000	26,300	24,600	25,100	20,600		25,000	23,800	
	42 長崎県		32,500	24,000	24,500	25,000	20,600		24,700	24,000	
	43 熊本県		32,400	24,200	24,700	24,700	20,300		24,900	23,700	
	44 大分県		32,200	23,500	24,300	24,800	21,000		24,900	23,800	
	45 宮崎県		31,800	24,600	24,100	24,600	20,000		24,500	23,700	
	46 鹿児島県		32,100	27,100	24,800	25,100	20,400		24,700	23,800	
沖縄	47 沖縄県			27,700		27,200	18,600		32,500		

令和5年3月から適用する公共工事設計労務単価

- 1 公共工事設計労務単価は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものである。
- 2 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
- 3 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。
- 4 本単価は労働者に支払われる賃金に係わるものであり、現場管理費(法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等)及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。(例えば、交通誘導警備員の単価については、警備会社に必要な諸経費は含まれていない。)
- 5 法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている。

単位:円

地方連絡協議会名	都道府県名	サッシ工	屋根ふき工	内装工	ガラス工	建具工	ダクト工	保温工	設備機械工	交通誘導警備員A	交通誘導警備員B
北海道	01 北海道	26,100		26,300	22,900		21,900	26,000	25,300	16,200	13,400
東北	02 青森県	28,200		26,000	24,300	24,100	20,900	24,400	24,500	15,100	12,900
	03 岩手県	28,100		26,200	24,300	24,000	21,000	24,200	24,400	15,900	13,500
	04 宮城県	30,200		28,500	23,900	24,000	21,500	24,300	24,400	17,500	14,500
	05 秋田県	28,500		26,200	24,300	24,100	21,000	24,400	24,500	15,200	12,800
	06 山形県	27,900		27,600	24,300	23,400	22,300	24,400	24,500	17,300	14,400
	07 福島県	28,500		28,400	24,200	24,800	22,000	24,400	24,400	17,500	14,500
関東	08 茨城県	29,100		29,800	28,500		25,500	25,100	25,400	16,900	15,300
	09 栃木県	29,200		30,400	28,500		25,300	25,100	25,400	16,500	14,200
	10 群馬県	28,200		29,500	28,500	24,600	24,400	25,100	25,400	15,800	13,800
	11 埼玉県	28,700		30,100	28,700		25,900	25,100	25,400	16,800	14,900
	12 千葉県	28,800		29,500	28,700		25,500	25,100	25,400	17,300	15,000
	13 東京都	29,000		29,800	28,700		25,900	25,100	25,400	17,900	15,500
	14 神奈川県	28,500		30,200	28,600	24,600	25,000	25,100	25,400	17,800	15,500
	19 山梨県	28,700		30,400	28,600	24,600	24,900	25,100	25,400	16,300	14,200
	20 長野県	27,900		29,200	28,900	24,700	24,600	25,100	25,400	15,000	12,700
北陸	15 新潟県	30,000		26,900	24,700	22,000	21,900	23,800	26,100	16,700	14,300
	16 富山県	29,100		26,800	24,700	21,700	22,400	23,800	26,100	16,600	14,700
	17 石川県	28,400		25,900	24,600	21,300	22,500	23,800	26,000	17,200	14,600
中部	21 岐阜県	29,900		28,100	27,400	24,300	23,300	26,900	27,200	16,500	14,300
	22 静岡県	29,600		35,200	27,400	24,300	24,900	26,800	27,200	17,100	14,200
	23 愛知県	29,500		31,700	27,400	24,300	23,500	26,800	27,200	17,600	14,500
	24 三重県	30,200		31,800	27,400	24,500	24,400	26,900	27,200	16,800	13,900
近畿	18 福井県	25,600		27,000	25,400	24,200	22,300	25,400	24,400	15,700	13,400
	25 滋賀県	27,700		27,600	25,300		23,300	25,900	25,500	15,200	12,400
	26 京都府	27,700		27,700	25,300		23,700	25,700	25,200	15,300	12,000
	27 大阪府	27,200		27,700	25,300		23,000	25,400	25,000	15,000	12,700
	28 兵庫県	27,200	26,100	27,700	25,300		22,700	25,500	25,000	15,400	12,400
	29 奈良県	27,700		27,800	25,300		24,000	25,900	24,900	15,500	12,600
	30 和歌山県	27,400		27,700	25,300		23,700	25,600	24,600	15,000	12,400
中国	31 鳥取県	22,100		23,300	21,800	19,600	20,600	20,700	22,700	15,800	12,200
	32 島根県	21,900		22,700	21,800	19,600	20,600	20,700	22,700	15,800	13,000
	33 岡山県	21,900		23,800	21,800	19,600	20,800	20,800	22,700	16,200	13,600
	34 広島県	22,100		22,900	21,900	19,700	20,600	20,800	22,800	16,400	13,500
	35 山口県	21,900		22,900	21,800	19,600	20,500	20,700	22,700	16,000	12,900
四国	36 徳島県				21,900		20,100		22,200	14,800	13,300
	37 香川県				21,800		20,000		22,200	14,900	13,400
	38 愛媛県				21,900		20,100		22,200	14,300	12,100
	39 高知県				21,900		20,100		22,200	13,600	11,500
九州	40 福岡県			24,900	24,600		22,000	22,800	25,900	14,800	13,300
	41 佐賀県			24,900	24,500		21,700	22,800	26,200	14,600	13,100
	42 長崎県			25,900	24,700		22,000	22,800	26,300	14,900	13,900
	43 熊本県			25,000	24,800		21,700	22,800	25,900	14,400	12,700
	44 大分県			24,900	24,600		22,100	22,800	25,900	14,700	12,100
	45 宮崎県			24,800	24,500		22,000	22,800	25,800	14,600	11,700
	46 鹿児島県			24,500	24,700		21,800	22,800	25,800	15,600	13,600
沖縄	47 沖縄県			21,100	23,700		18,900		22,500	13,600	11,600

調査対象職種の定義・作業内容

職 種	定 義 ・ 作 業 内 容
01 特殊作業員	① 相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. 軽機械（道路交通法第84条に規定する運転免許ならびに労働安全衛生法第61条第1項に規定する免許、資格および技能講習の修了を必要とせず、運転および操作に比較的熟練を要しないもの）を運転または操作して行う次の作業 イ. 機械重量3t未満のブルドーザ・トラクタ（クローラ型）・バックホウ（クローラ型）・トラクタショベル（クローラ型）・レーキドーザ・タイヤドーザ等を運転または操作して行う土砂等の掘削、積込みまたは運搬 ロ. 吊上げ重量1t未満のクローラクレーン、吊上げ重量5t未満のウインチ等を運転または操作して行う資材等の運搬 ハ. 機械重量3t未満の振動ローラ（自走式）、ランマ、タンパ等を運転または操作して行う土砂等の締固め ニ. 可搬式ミキサ、バイブレータ等を運転または操作して行うコンクリートの練上げおよび打設 ホ. ピックブレーカ等を運転または操作して行うコンクリート、舗装等のとりこわし ヘ. 動力草刈機を運転または操作して行う機械除草 ト. ポンプ、コンプレッサ、発動発電機等の運転または操作 チ. コンクリートカッター、コアボーリングマシンの運転または操作 b. 人力による合材の敷均しおよび舗装面の仕上げ c. ダム工事において、グリズリホッパ、トリップ付ベルトコンベア、骨材洗浄設備、振動スクリーン、二次・三次破碎設備、製砂設備、骨材運搬設備（調整ビン機械室）を運転または操作して行う骨材の製造、貯蔵または運搬 d. コンクリートポンプ車の筒先作業 ② その他、相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、各種作業について必要とされる主体的業務を行うもの
02 普通作業員	① 普通の技能および肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業を行うもの a. 人力による土砂等の掘削、積込み、運搬、敷均し等 b. 人力による資材等の積込み、運搬、片付け等 c. 人力による小規模な作業（たとえば、標識、境界ぐい等の設置） d. 人力による芝はり作業（公園等の苑地を築造する工事における芝はり作業について主体的業務を行うものを除く） e. 人力による除草 f. ダム工事での骨材の製造、貯蔵または運搬における人力による木根、不良鉱物等の除去 ② その他、普通の技能および肉体的条件を有し、各種作業について必要とされる補助的業務を行うもの
03 軽作業員	① 主として人力による軽易な次の作業を行うもの a. 軽易な清掃または後片付け b. 公園等における草むしり c. 軽易な散水 d. 現場内の軽易な小運搬 e. 準備測量、出来高管理等の手伝い f. 仮設物、安全施設等の小物の設置または撤去 g. 品質管理のための試験等の手伝い ② その他、各種作業において主として人力による軽易な補助作業を行うもの

職 種	定 義 ・ 作 業 内 容
04 造 園 工	造園工事について相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの ① 樹木の植栽または維持管理 ② 公園、庭園、緑地等の苑地を築造する工事における次の作業 a. 芝等の地被類の植付け b. 景石の据付け c. 地ごしらえ d. 園路または広場の築造 e. 池または流れの築造 f. 公園設備の設置
05 法 面 工	法面工事について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. モルタルコンクリート吹付機または種子吹付機の運転 b. 高所・急勾配法面における、ピックハンマ、ブレーカによる法面整形または金網・鉄筋張り作業 c. モルタルコンクリート吹付け、種子吹付け等の法面仕上げ
06 と び 工	高所・中空における作業について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. 足場または支保工の組立、解体等（コンクリート橋または鋼橋の桁架設に係るものを除く） b. 木橋の架設等 c. 杭、矢板等の打ち込みまたは引き抜き（杭打機の運転を除く） d. 仮設用エレベーター、杭打機、ウインチ、索道等の組立、据付、解体等 e. 重量物（大型ブロック、大型覆工板等）の捲揚げ、据付け等（クレーンの運転を除く） f. 鉄骨材の捲揚げ（クレーンの運転を除く）
07 石 エ	石材の加工等について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. 石材の加工 b. 石積みまたは石張り c. 構造物表面のはつり仕上げ
08 ブ ロ ッ ク エ	ブロック工事について相当程度の技能を有し、積ブロック、張ブロック、連節ブロック、舗装用平板等の積上げ、布設等の作業について主体的業務を行うもの（48建築ブロック工に該当するものを除く）
09 電 エ	電気工事について相当程度の技能かつ必要な資格を有し、建物ならびに屋外における、受電設備、変電設備、配電線路、電力設備、発電設備、通信設備等の工事に関する、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. 配線器具、照明器具、発電機、通信機器、盤類等の取付け、据付けまたは撤去 b. 電線、電線管等の取付け、据付けまたは撤去 「必要な資格を有し」とは、電気工事士法第3条に規定する以下の4つの資格のいずれかの免状または認定証の交付を受けていることをいう。 ① 第1種電気工事士 ② 第2種電気工事士 ③ 認定電気工事従事者 ④ 特殊電気工事資格者
10 鉄 筋 工	鉄筋の加工組立について相当程度の技能を有し、鉄筋コンクリート工事における鉄筋の切断、屈曲、成型、組立、結束等について主体的業務を行うもの

職 種	定 義 ・ 作 業 内 容
11 鉄 骨 工	鉄骨の組立について相当程度の技能を有し、鉄塔、鉄柱、高層建築物等の建設における鉄骨の組立、H.T. ボルト締めまたは建方および建方合番（相番）作業について主体的業務を行うもの（工場製作に従事するものおよび鋼橋の桁架設における作業、鉄骨の組立に必要な足場もしくは支保工の組立、解体等または鉄骨材の捲揚げ作業に従事するものを除く）
12 塗 装 工	塗装作業について相当程度の技能を有し、塗料、仕上塗材、塗り床等の塗装材料を用い、各種工法による塗装作業（塗装のための下地処理を含む）について主体的業務を行うもの（塗装作業上必要となる足場の組立または解体に従事するものおよび23橋りょう塗装工に該当するものを除く）
13 溶 接 工	溶接作業について相当程度の技能を有し、酸素、アセチレンガス、水素ガス、電気その他の方法により、鋼杭、鋼矢板、鋼管、鉄筋等の溶接（ガス圧接を含む）または切断について主体的業務を行うもの（工場製作に従事するものを除く）
14 運転手（特殊）	重機械（主として道路交通法第84条に規定する大型特殊免許または労働安全衛生法第61条第1項に規定する免許、資格もしくは技能講習の修了を必要とし、運転および操作に熟練を要するもの）の運転および操作について相当程度の技能を有し、主として重機械を運転または操作して行う次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. 機械重量3t以上のブルドーザ・トラクタ・パワーショベル・バックホウ・クラムシェル・ドラグライン・ローディングショベル・トラクタショベル・レーキドーザ・タイヤドーザ・スクレープドーザ・スクレーパ・モータスクレーパ等を運転または操作して行う土砂等の掘削、積込みまたは運搬 b. 吊上げ重量1t以上のクレーン装置付トラック・クローラクレーン・トラッククレーン・ホイールクレーン、吊上げ重量5t以上のウインチ等を運転または操作して行う資材等の運搬 c. ロードローラ、タイヤローラ、機械重量3t以上の振動ローラ（自走式）、スタビライザ、モータグレーダ等を運転または操作して行う土砂等のかきならしまたは締固め d. コンクリートフィニッシャ、アスファルトフィニッシャ等を運転または操作して行う路面等の舗装 e. 杭打機を運転または操作して行う杭、矢板等の打込みまたは引抜き f. 路面清掃車（ブラシ式フロントリフトダンプ）、除雪車（除雪グレーダ・除雪ドーザ・ロータリ除雪車（30KW級ホイール以外））等の運転または操作 g. コンクリートポンプ車の運転または操作（筒先作業は除く）
15 運転手（一般）	道路交通法第84条に規定する運転免許（大型免許、中型免許、普通免許等）を有し、主として機械を運転または操作して行う次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. 資機材の運搬のための貨物自動車の運転 b. もっぱら路上を運行して作業を行う散水車、ガードレール清掃車等の運転 c. 機械重量3t未満のトラクタ（ホイール型）・トラクタショベル（ホイール型）・バックホウ（ホイール型）等を運転または操作して行う土砂等の掘削、積込みまたは運搬 d. 吊上げ重量1t未満のホイールクレーン・クレーン装置付トラック等を運転または操作して行う資材等の運搬 e. アスファルトディストリビュータを運転または操作して行う乳剤の散布 f. 路面清掃車（ブラシ式フロントリフトダンプ以外）、除雪車（除雪トラック・凍結防止剤散布車・ロータリ除雪車（30KW級ホイール））等の運転または操作
16 潜 か ん 工	加圧された密室内における作業について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、潜かんまたはシールド（圧気）内において土砂の掘削、運搬等の作業を行うもの

職 種	定 義 ・ 作 業 内 容
17 潜 かん 世 話 役	加圧された密室内における作業について相当程度の技術を有し、潜かん工事またはシールド工事（圧気）についてもっぱら指導的な業務を行うもの
18 さ く 岩 エ	岩掘削作業について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、爆薬およびさく岩機を使用する岩石の爆破掘削作業（坑内作業を除く）について主体的業務を行うもの
19 トンネル特殊工	トンネル坑内における作業について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、トンネル等の坑内における主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. 爆薬およびさく岩機を使用する爆破掘削 b. 支保工の建込、維持、点検等 c. アーチ部、側壁部およびインバートのコンクリート打設等 d. ずり積込機、バッテリーカー、機関車等の運転等 e. アーチ部および側壁部型わくの組立、取付け、除去等 f. シールド工事（圧気を除く）における各種作業
20 トンネル作業員	トンネル坑内における作業について普通の技能および肉体的条件を有し、トンネル等の坑内における主として人力による次に掲げる作業を行うもの a. 各種作業についての補助的業務 b. 人力による資材運搬等 c. シールド工事（圧気を除く）における各種作業についての補助的業務
21 トンネル世話役	トンネル坑内における作業について相当程度の技術を有し、もっぱら指導的な業務を行うもの
22 橋りょう特殊工	橋りょう関係の作業について相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業（工場製作に係るものおよび工場内における仮組立に係るものを除く）について主体的業務を行うもの a. PC橋の製作のうち、グラウト、シースおよびケーブルの組立、緊張、横締め等 b. コンクリート橋または鋼橋の桁架設および桁架設用仮設備の組立、解体、移動等 c. コンクリート橋または鋼橋の桁架設に伴う足場、支保工等の組立、解体等
23 橋りょう塗装工	橋りょう等の塗装作業について相当程度の技能を有し、橋りょう、水門扉等の塗装、ケレン作業等（工場内を含む）について主体的業務を行うもの
24 橋りょう世話役	橋りょう関係の作業について相当程度の技術を有し、もっぱら指導的な業務を行うもの（工場内作業を除く）
25 土木一般世話役	土木工事および重機械の運転または操作について相当程度の技術を有し、もっぱら指導的な業務を行うもの（17潜かん世話役、21トンネル世話役または24橋りょう世話役に該当するものを除く）
26 高 級 船 員	海面での工事における作業船（土運船、台船等の雑船を除く）の各部門の長または統括責任者をいい、次に掲げる職名を標準とする 船長、機関長、操業長等（各会社が俗称として使用している水夫長、甲板長等を除く） （以下の水面は、海面に含める（27普通船員、28潜水土士、29潜水連絡員および30潜水送気員についても同様） ① 海岸法第3条により指定された海岸保全区域内の水面 ② 漁港法第5条により指定された漁港の区域内の水面 ③ 港湾法第4条により認可を受けた港湾区域内の水面
27 普 通 船 員	海面での工事における作業船（土運船、台船等の雑船を含む）の船員で、高級船員以外のもの

職 種	定 義 ・ 作 業 内 容
28 潜 水 士	潜水士免許を有し、海中の建設工事等のため、潜水器を用いかつ空気圧縮機による送気を受けて海面下で作業を行うもの （潜水器（潜水服、靴、カブト、ホース等）の損料を含む） 「潜水士免許」とは、労働安全衛生法第 61 条に規定する免許のことをいう
29 潜 水 連 絡 員	潜水士との連絡等を行うもので次に掲げる業務等を行うもの a. 潜水士と連絡して、潜降および浮上を適正に行わせる業務 b. 潜水送気員と連絡し、所要の送気を行わせる業務 c. 送気設備の故障等により危害のおそれがあるとき直ちに潜水士に連絡する業務
30 潜 水 送 気 員	潜水士への送気の調節を行うための弁またはコックを操作する業務等を行うもの
31 山 林 砂 防 工	山林砂防工事について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、山地治山砂防事業（主として山間遠かく地の急傾斜地または狭隘な谷間における作業）に従事し、主として次に掲げる作業を行うもの a. 人力による崩壊地の法切、階段切付け、土石の掘削・運搬、構造物の築造等 b. 人力による資材の積込み、運搬、片付け等 c. 簡易な索道、足場等の組立、架設、撤去等 d. その他各作業について必要とされる関連業務
32 軌 道 工	軌道工事および軌道保守について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. 軽機械（タイタンパー、ランマー、パワーレンチ等）等を使用してレールの軌間、高低、通り、平面性等を限度内に修正保守する作業 b. 新線建設等において、レール、枕木、バラスト等を運搬配列して、軽機械（タイタンパー、ランマー、パワーレンチ等）等を使用して軌道を構築する作業
33 型 わ く 工	木工事について相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. 木製型わく（メタルフォームを含む）の製作、組立て、取付け、解体等（坑内作業を除く） b. 木坑、木橋等の仕拵え等
34 大 工	大工工事について相当程度の技能を有し、家屋等の築造、屋内における造作等の作業について主体的業務を行うもの
35 左 官	左官工事について相当程度の技能を有し、土、モルタル、プラスター、漆喰、人造石等の壁材料を用いての壁塗り、吹き付け等の作業について主体的業務を行うもの
36 配 管 工	配管工事について相当程度の技能を有し、建物ならびに屋外における給排水、冷暖房、給気、給湯、換気等の設備工事に関する、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. 配管ならびに管の撤去 b. 金属・非金属製品（管等）の加工および装着 c. 電触防護
37 は つ り 工	はつり作業について相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. コンクリート、石れんが、タイル等の建築物壁面のはつり取り（はつり仕上げを除く） b. 建築物の床または壁の穴あけ

職 種	定 義 ・ 作 業 内 容
38 防 水 エ	防水工事について相当程度の技能を有し、アスファルト、シート、セメント系材料、塗膜、シーリング材等による屋内、屋外、屋根または地下の床、壁等の防水作業について主体的業務を行うもの
39 板 金 エ	板金作業について相当程度の技能を有し、金属薄板の切断、屈曲、成型、接合等の加工および組立・取付作業ならびに金属薄板による屋根ふき作業について主体的業務を行うもの（46ダクト工に該当するものを除く）
40 タ イ ル エ	タイル工事について相当程度の技能を有し、外壁、内壁、床等の表面のタイル張付けまたは目地塗の作業について主体的業務を行うもの
41 サ ッ シ エ	サッシ工事について相当程度の技能を有し、金属製建具の取付作業について主体的業務を行うもの
42 屋 根 ふ き エ	屋根ふき作業について相当程度の技能を有し、瓦ふき、スレートふき、土居ふき等の屋根ふき作業またはふきかえ作業について主体的業務を行うもの（39板金工に該当するものを除く）
43 内 装 エ	内装工事について相当程度の技能を有し、ビニル床タイル、ビニル床シート、カーペット、フローリング、壁紙、石こうボードその他ボード等の内装材料を床、壁もしくは天井に張り付ける作業またはブラインド、カーテンレール等を取り付ける作業について主体的業務を行うもの
44 ガ ラ ス エ	ガラス工事について相当程度の技能を有し、各種建具のガラスはめ込み作業について主体的業務を行うもの
45 建 具 エ	建具工事について相当程度の技能を有し、戸、窓、枠等の木製建具の製作・加工及び取付作業に従事するもの
46 ダ ク ト エ	ダクト工事について相当程度の技能を有し、金属・非金属の薄板を加工し、通風ダクトの製作および取付作業に従事するもの（39板金工に該当するものを除く）
47 保 温 エ	保温工事について相当程度の技能を有し、建築設備の機器、配管及びダクトに保温（保冷、防露、断熱等を含む）材を装着する作業に従事するもの
49 設 備 機 械 エ	機械設備工事について相当程度の技能を有し、冷凍機、送風機、ボイラー、ポンプ、エレベーター等の大型重量機器の据付け、調整または撤去作業について主体的業務を行うもの
50 交通誘導警備員A	警備業者の警備員（警備業法第2条第4項に規定する警備員をいう）で、交通誘導警備業務（警備員等の検定等に関する規則第1条第4号に規定する交通誘導警備業務をいう）に従事する交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員
51 交通誘導警備員B	警備業者の警備員で、交通誘導警備員A以外の交通の誘導に従事するもの

（参考）

参 考 職 種	定 義 ・ 作 業 内 容
48 建築ブロック工	建築ブロック工事について相当程度の技能を有し、建築物の躯体および帳壁の築造または改修のために、空洞コンクリートブロック、レンガ等の積上げおよび目地塗作業に従事するもの（08ブロック工に該当するものを除く）

参考公表：建設労働者の雇用に伴い必要な経費の表示

1 公共工事設計労務単価(上段)は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものである。
2 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
3 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。
4 公共工事設計労務単価は、労働者に支払われる賃金に係るものであり、現場管理費(法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等)及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。(例えば、交通誘導警備員の単価については、警備会社に必要な諸経費は含まれていない。)
5 法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている。
6 建設労働者の雇用に伴って必要となる、法定福利費(事業主負担分)、労務管理費、安全管理費、宿舍費等を、公共工事設計労務単価に加算した金額(参考値)を、下段に括弧書きで示す。
これらの必要経費は、公共工事の予定価格の積算においては、共通仮設費、現場管理費の中に計上されている。
この金額は全国調査をもとに試算した参考値であり、工種、工事規模等の条件により変動する。
また、遠隔地からの労働者の流入を想定したものではない。
7 この表は、「令和5年3月から適用する公共工事設計労務単価」に対応するものである。

〔 上段：公共工事設計労務単価
下段：公共工事設計労務単価＋必要経費(法定福利費(事業主負担分)、労務管理費、宿舍費等) (参考値) 〕

		所定労働時間内8時間あたりの金額(単位:円)																					
地方連絡協議会名	都道府県名	特殊作業員	普通作業員	軽作業員	造園工	法面工	とび工	石工	ブロック工	電工	鉄筋工	鉄骨工	塗装工	溶接工	運転手(特殊)	運転手(一般)	潜かん工	潜かん世話役	さく岩工	トンネル特殊工	トンネル作業員		
北海道	01 北海道	22,800 (32,100)	19,100 (26,900)	16,300 (22,900)	21,000 (29,500)	28,600 (40,200)	26,100 (36,700)	-	-	24,300 (34,200)	26,300 (37,000)	27,700 (38,900)	26,100 (36,700)	28,500 (40,100)	23,400 (32,900)	19,200 (27,000)	37,400 (52,600)	46,400 (65,200)	-	-	40,700 (57,200)	28,900 (40,600)	
	東北	02 青森県	26,600 (37,400)	19,800 (27,800)	15,600 (21,900)	20,900 (29,400)	29,200 (41,100)	27,300 (38,400)	-	27,500 (38,700)	22,300 (31,400)	28,600 (40,200)	25,900 (36,400)	23,900 (33,600)	26,800 (37,700)	29,800 (41,900)	26,200 (36,800)	37,000 (52,000)	46,000 (64,700)	32,000 (45,000)	39,500 (55,500)	28,000 (39,400)	
		03 岩手県	25,200 (35,400)	21,100 (29,700)	16,000 (22,500)	22,000 (30,800)	30,700 (43,200)	26,100 (36,700)	-	27,500 (38,700)	23,500 (33,000)	28,400 (39,900)	26,100 (36,700)	24,900 (35,000)	27,000 (38,000)	29,100 (40,900)	23,700 (33,300)	36,900 (51,900)	45,900 (64,500)	31,900 (44,800)	41,500 (58,300)	28,100 (39,500)	
		04 宮城県	26,700 (37,500)	21,000 (29,500)	17,200 (24,200)	23,000 (32,300)	31,600 (44,400)	29,700 (41,800)	-	27,500 (38,700)	25,100 (35,300)	34,200 (48,100)	29,500 (41,500)	29,200 (41,100)	29,000 (40,800)	30,600 (43,000)	26,500 (37,300)	36,700 (51,600)	45,400 (63,800)	31,600 (44,400)	41,500 (58,300)	27,900 (39,200)	
		05 秋田県	25,100 (35,300)	20,000 (28,100)	16,600 (23,300)	21,700 (30,500)	29,400 (41,300)	26,800 (37,800)	-	27,500 (38,700)	23,100 (32,600)	29,300 (41,200)	26,800 (37,400)	25,800 (36,300)	28,700 (39,500)	28,700 (40,400)	28,700 (39,500)	28,700 (39,500)	36,800 (51,800)	46,000 (64,000)	32,000 (45,000)	40,300 (56,300)	29,200 (39,900)
関東	06 山形県	25,200 (35,400)	21,100 (28,100)	17,500 (24,600)	22,200 (31,200)	27,900 (39,200)	27,100 (38,100)	27,400 (38,500)	27,000 (38,400)	24,000 (33,700)	29,700 (41,800)	27,700 (38,900)	28,800 (40,500)	27,800 (40,500)	27,100 (38,100)	23,800 (33,500)	36,800 (51,900)	45,900 (64,500)	32,000 (45,000)	40,300 (56,300)	29,200 (39,900)		
	07 福島県	26,700 (37,500)	20,900 (29,400)	18,700 (26,300)	22,700 (31,900)	30,600 (43,000)	29,400 (41,300)	29,000 (40,800)	27,700 (38,900)	24,600 (34,600)	30,100 (42,300)	27,500 (38,700)	28,800 (40,500)	28,600 (40,500)	25,900 (36,900)	22,600 (33,500)	36,900 (51,900)	45,700 (64,300)	31,900 (44,800)	40,100 (56,700)	28,800 (39,100)		
	北陸	08 茨城県	23,700 (33,300)	22,600 (31,800)	15,400 (21,700)	23,100 (32,500)	27,000 (38,000)	27,900 (39,200)	29,000 (40,800)	27,400 (38,500)	24,600 (34,600)	26,500 (37,300)	24,400 (34,300)	27,600 (38,800)	30,400 (42,700)	27,000 (38,000)	21,700 (30,500)	32,000 (45,000)	39,700 (55,800)	33,900 (47,700)	33,100 (46,500)	26,700 (37,500)	
		09 栃木県	23,500 (33,000)	21,200 (29,800)	15,300 (21,500)	22,900 (32,200)	28,800 (40,500)	26,500 (37,300)	29,200 (41,100)	27,400 (38,500)	24,200 (34,000)	26,500 (37,300)	25,300 (35,600)	29,100 (40,900)	31,200 (43,900)	24,400 (34,300)	22,700 (31,900)	32,100 (45,100)	39,900 (56,100)	34,000 (47,800)	33,700 (47,400)	27,100 (38,100)	
		10 群馬県	23,500 (33,000)	22,400 (31,500)	16,400 (23,100)	23,000 (32,300)	30,000 (42,200)	25,200 (35,400)	28,000 (39,400)	27,200 (38,200)	23,800 (33,500)	25,800 (36,300)	24,800 (34,900)	25,400 (35,700)	29,100 (40,900)	24,800 (34,900)	20,400 (28,700)	32,100 (45,100)	39,900 (56,100)	34,000 (47,800)	36,100 (50,800)	27,000 (38,000)	
11 埼玉県		25,200 (35,400)	21,100 (29,700)	16,300 (22,900)	22,800 (32,100)	28,800 (40,500)	29,200 (41,100)	29,200 (41,100)	27,600 (38,600)	26,200 (37,100)	28,500 (39,400)	25,800 (36,700)	29,600 (41,600)	30,400 (42,700)	28,200 (39,600)	23,000 (32,000)	33,000 (46,000)	42,000 (58,000)	34,000 (47,000)	32,000 (45,000)	26,900 (37,800)		
中部	12 千葉県	26,200 (36,800)	22,600 (31,800)	16,100 (22,600)	23,800 (33,500)	28,600 (40,200)	30,200 (42,500)	29,700 (41,800)	27,500 (38,700)	26,400 (37,100)	29,600 (41,600)	25,700 (36,100)	29,800 (42,900)	30,500 (42,700)	27,400 (38,600)	23,800 (33,600)	32,100 (45,100)	39,900 (56,100)	34,000 (47,800)	31,900 (44,800)	26,900 (37,800)		
	13 東京都	26,700 (37,500)	23,900 (33,600)	16,800 (23,600)	23,800 (33,500)	30,300 (42,600)	29,900 (42,000)	29,600 (41,600)	27,600 (38,800)	28,800 (40,500)	29,000 (40,800)	26,500 (37,300)	31,300 (44,000)	32,400 (45,600)	27,700 (38,900)	22,400 (31,500)	32,100 (45,100)	39,900 (56,100)	34,000 (47,800)	31,000 (43,600)	26,900 (37,800)		
	14 神奈川県	26,900 (37,800)	23,900 (33,600)	16,500 (23,600)	23,200 (32,600)	28,600 (40,200)	30,000 (42,200)	29,500 (41,500)	27,300 (38,400)	26,500 (37,300)	27,300 (38,400)	26,400 (37,100)	31,300 (44,000)	33,100 (46,500)	28,700 (40,400)	23,900 (33,600)	32,100 (45,100)	39,800 (56,000)	33,900 (47,700)	34,400 (48,400)	26,900 (37,800)		
	15 新潟県	24,900 (35,000)	20,700 (29,100)	18,700 (26,300)	22,200 (31,200)	29,100 (40,900)	25,300 (35,600)	25,600 (36,000)	25,700 (36,000)	23,500 (33,000)	27,000 (38,000)	25,800 (36,300)	26,800 (37,700)	28,600 (40,100)	27,100 (38,100)	24,500 (34,400)	21,600 (30,400)	36,400 (51,200)	45,000 (63,300)	31,000 (43,600)	41,000 (57,600)	28,700 (40,400)	
	16 富山県	27,800 (39,100)	22,000 (30,900)	17,500 (24,600)	21,800 (30,700)	31,000 (43,600)	28,400 (39,900)	-	-	24,600 (34,600)	29,100 (40,800)	28,600 (40,200)	28,500 (40,100)	28,500 (39,900)	29,900 (42,400)	25,900 (35,800)	21,600 (31,500)	36,400 (51,200)	45,000 (63,300)	31,000 (43,600)	41,800 (58,800)	28,500 (40,100)	
近畿	17 石川県	26,800 (37,700)	22,600 (31,800)	17,300 (24,300)	21,600 (30,400)	31,000 (43,600)	28,400 (39,900)	-	-	24,700 (34,700)	28,600 (39,300)	28,400 (39,400)	28,000 (39,400)	28,000 (39,400)	27,900 (39,200)	25,200 (34,600)	36,300 (51,000)	44,800 (63,000)	30,900 (43,400)	41,500 (58,300)	28,900 (40,600)		
	中国	21 岐阜県	24,300 (34,200)	22,100 (31,100)	16,600 (23,300)	23,200 (32,600)	30,000 (42,200)	27,000 (38,000)	-	-	22,700 (31,800)	27,700 (38,900)	26,700 (37,500)	27,300 (38,400)	28,600 (40,100)	26,500 (37,300)	23,200 (32,800)	34,300 (48,200)	42,400 (59,800)	32,300 (45,400)	39,100 (55,000)	28,800 (40,500)	
		22 静岡県	24,100 (34,200)	23,200 (31,700)	15,100 (21,800)	22,500 (31,600)	29,600 (41,800)	26,100 (36,700)	29,300 (41,200)	30,000 (42,000)	24,000 (33,900)	28,500 (39,800)	29,100 (40,400)	29,100 (40,400)	30,800 (42,300)	28,000 (39,300)	20,900 (30,800)	30,900 (45,800)	25,800 (38,500)	34,300 (49,200)	42,600 (59,500)	39,900 (56,800)	28,700 (40,300)
		23 愛知県	25,400 (35,700)	22,100 (31,200)	17,100 (24,000)	22,600 (31,800)	31,100 (43,700)	27,800 (39,100)	-	-	22,800 (32,100)	28,100 (38,200)	27,200 (38,200)	28,600 (42,300)	30,100 (42,300)	28,600 (39,600)	26,200 (36,800)	33,800 (48,400)	42,500 (59,800)	32,300 (45,400)	38,200 (53,700)	28,200 (40,200)	
		24 三重県	24,200 (34,000)	21,300 (29,900)	16,100 (22,600)	23,600 (32,200)	30,600 (43,000)	28,400 (39,900)	-	-	22,900 (32,200)	28,100 (39,500)	28,300 (39,800)	27,800 (39,100)	27,800 (39,100)	25,700 (36,100)	22,900 (32,200)	34,300 (48,200)	42,600 (59,900)	32,400 (45,600)	39,200 (55,100)	28,300 (39,800)	
九州	18 福井県	23,200 (32,600)	19,200 (27,000)	14,400 (20,200)	22,000 (30,900)	26,200 (36,800)	23,800 (33,500)	-	28,100 (39,500)	21,000 (29,500)	24,700 (34,700)	23,800 (33,500)	25,800 (36,300)	26,800 (37,700)	22,100 (31,100)	22,100 (31,100)	32,400 (45,600)	40,100 (56,400)	27,100 (38,100)	39,300 (55,300)	28,700 (40,400)		
	25 滋賀県	23,500 (33,000)	20,500 (28,800)	15,100 (21,200)	22,800 (31,200)	27,500 (36,000)	25,300 (35,600)	-	27,900 (39,200)	22,400 (31,500)	26,100 (36,700)	23,400 (32,900)	25,900 (36,400)	28,200 (39,600)	21,000 (29,700)	23,500 (34,600)	32,400 (45,600)	40,100 (56,400)	27,100 (38,100)	39,900 (56,100)	28,400 (40,200)		
	26 京都府	22,900 (32,200)	21,500 (30,200)	14,200 (20,000)	22,800 (32,100)	26,600 (37,400)	25,000 (35,200)	-	-	21,900 (30,800)	25,200 (35,400)	23,700 (33,300)	26,800 (37,700)	28,000 (39,400)	22,300 (31,400)	20,300 (28,500)	32,400 (45,600)	40,100 (56,400)	27,100 (38,100)	39,200 (55,100)	28,700 (40,300)		
	27 大阪府	24,400 (34,300)	21,000 (29,500)	14,100 (19,800)	22,800 (32,100)	27,600 (36,800)	26,500 (37,300)	-	-	22,700 (31,800)	25,600 (36,000)	24,100 (33,900)	27,500 (38,700)	27,600 (38,800)	23,900 (33,600)	20,500 (28,800)	32,400 (45,600)	40,100 (56,400)	27,100 (38,000)	38,800 (54,600)	27,400 (38,500)		
	28 兵庫県	22,000 (30,900)	21,200 (29,800)	14,100 (19,800)	21,800 (30,700)	26,200 (36,800)	25,300 (35,600)	-	27,800 (39,100)	21,500 (30,200)	24,200 (33,700)	22,800 (32,100)	24,700 (34,700)	27,200 (38,200)	22,500 (31,600)	20,300 (28,500)	32,400 (45,600)	40,100 (56,400)	27,000 (38,000)	38,500 (54,600)	27,300 (38,400)		
沖縄	29 奈良県	24,700 (34,200)	21,100 (29,700)	15,000 (21,200)	23,800 (33,500)	27,500 (38,700)	25,900 (36,400)	-	-	22,400 (31,500)	25,700 (36,100)	24,100 (33,900)	27,400 (38,500)	28,000 (40,800)	23,200 (32,800)	20,800 (29,200)	32,400 (45,800)	40,100 (56,400)					

参考公表：建設労働者の雇用に伴い必要な経費の表示

1 公共工事設計労務単価(上段)は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものである。
2 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
3 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。
4 公共工事設計労務単価は、労働者に支払われる賃金に係るものであり、現場管理費(法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等)及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。(例えば、交通誘導警備員の単価については、警備会社に必要な諸経費は含まれていない。)
5 法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている。
6 建設労働者の雇用に伴って必要となる、法定福利費(事業主負担分)、労務管理費、安全管理費、宿舍費等を、公共工事設計労務単価に加算した金額(参考値)を、下段に括弧書きで示す。
これらの必要経費は、公共工事の予定価格の積算においては、共通仮設費、現場管理費の中に計上されている。
この金額は全国調査をもとに試算した参考値であり、工種、工事規模等の条件により変動する。
また、遠隔地からの労働者の流入を想定したものではない。
7 この表は、「令和5年3月から適用する公共工事設計労務単価」に対応するものである。

〔 上段：公共工事設計労務単価
下段：公共工事設計労務単価＋必要経費(法定福利費(事業主負担分)、労務管理費、宿舍費等) (参考値) 〕

		所定労働時間内8時間あたりの金額(単位:円)※(単位:円)																			
地方連絡協議会名	都道府県名	トンネル世話役	橋りょう特殊工	橋りょう塗装工	橋りょう世話役	土木一般世話役	高級船員	普通船員	潜水士	潜水連絡員	潜水送気員	山林防砂工	軌道工	型わく工	大工	左官	配管工	はつり工	防水工	板金工	タイル工
北海道	01 北海道	40,100 (56,400)	32,100 (45,100)	34,500 (48,500)	42,100 (59,200)	25,200 (35,400)	29,300 (41,200)	23,100 (32,500)	44,300 (62,300)	30,600 (43,000)	28,400 (39,900)	35,100 (49,400)	31,200 (43,900)	25,200 (35,400)	27,300 (38,400)	26,700 (37,500)	23,200 (32,600)	26,700 (37,500)	28,900 (40,600)	26,700 (37,500)	-
	02 青森県	40,700 (57,200)	31,600 (44,400)	36,300 (51,000)	41,000 (57,600)	30,000 (42,200)	30,400 (42,700)	23,800 (33,500)	51,000 (71,700)	33,300 (46,800)	32,600 (45,800)	-	36,000 (50,600)	32,300 (45,400)	28,900 (40,600)	28,500 (40,100)	22,700 (31,900)	26,000 (36,600)	25,700 (36,100)	26,200 (36,800)	22,000 (30,900)
	03 岩手県	40,700 (57,200)	31,700 (44,600)	36,300 (51,000)	42,400 (59,600)	29,900 (42,000)	30,400 (42,700)	23,800 (33,500)	52,900 (74,400)	34,500 (48,500)	34,300 (48,200)	-	35,900 (50,500)	32,500 (45,700)	29,600 (41,600)	30,100 (42,300)	25,900 (34,000)	25,800 (36,400)	26,400 (37,100)	21,900 (30,800)	
	04 宮城県	40,400 (56,800)	31,500 (44,300)	36,000 (50,600)	46,300 (65,100)	30,100 (42,300)	30,200 (42,500)	23,600 (33,200)	57,800 (81,300)	37,800 (53,100)	37,100 (52,200)	-	35,900 (50,500)	36,700 (51,600)	32,200 (45,300)	32,700 (46,000)	25,400 (35,700)	25,700 (36,100)	28,300 (39,800)	22,000 (30,900)	
	05 秋田県	40,700 (57,200)	32,100 (45,100)	36,300 (51,000)	42,300 (59,500)	31,100 (43,700)	30,400 (42,700)	23,800 (33,500)	52,600 (74,000)	34,200 (48,100)	33,700 (47,400)	-	36,000 (50,600)	29,100 (40,900)	31,900 (44,900)	28,800 (40,500)	22,000 (30,900)	26,000 (36,600)	26,400 (37,100)	21,000 (30,900)	
	06 山形県	40,600 (57,100)	32,000 (45,000)	36,300 (51,000)	41,300 (58,100)	29,000 (40,800)	30,400 (42,700)	25,000 (35,200)	52,900 (74,400)	34,500 (48,500)	33,900 (47,700)	-	32,300 (45,400)	29,500 (41,500)	27,700 (38,900)	28,300 (39,800)	24,400 (34,300)	26,000 (36,600)	29,500 (41,500)	22,000 (30,900)	
関東	07 福島県	40,500 (56,900)	31,600 (44,400)	36,200 (50,900)	41,300 (58,100)	27,300 (38,400)	30,300 (42,600)	24,900 (35,000)	52,900 (74,400)	34,500 (48,500)	34,100 (47,900)	-	39,600 (55,700)	27,400 (38,500)	30,700 (43,200)	28,400 (39,900)	25,800 (34,900)	29,100 (40,900)	27,400 (38,500)	22,000 (30,900)	
	08 茨城県	36,700 (51,600)	31,300 (44,000)	31,200 (43,900)	35,800 (50,300)	27,100 (38,100)	35,200 (49,500)	26,500 (37,300)	42,000 (59,100)	28,300 (39,800)	30,400 (42,700)	29,000 (40,800)	52,400 (73,700)	26,200 (38,800)	27,900 (39,200)	28,500 (40,100)	24,700 (34,700)	25,200 (36,800)	27,200 (38,200)	29,400 (41,300)	29,700 (41,800)
	09 栃木県	36,800 (51,700)	31,700 (44,600)	31,200 (43,900)	36,200 (50,900)	27,000 (38,000)	35,200 (49,500)	26,500 (37,300)	42,400 (59,600)	29,100 (40,900)	30,800 (43,300)	29,000 (40,800)	53,400 (75,100)	26,000 (38,600)	28,300 (39,800)	28,800 (40,500)	24,900 (35,000)	27,300 (38,400)	30,500 (42,900)	30,100 (42,300)	
	10 群馬県	36,500 (51,300)	31,500 (44,300)	31,200 (43,900)	36,200 (50,900)	27,100 (38,100)	35,300 (49,600)	26,500 (37,300)	44,000 (61,900)	28,400 (39,900)	30,000 (42,200)	29,100 (40,900)	49,500 (69,600)	25,900 (38,400)	27,300 (38,400)	25,400 (35,700)	24,100 (33,900)	27,300 (38,400)	28,000 (39,400)	27,400 (38,500)	
	11 埼玉県	36,800 (51,700)	32,400 (45,600)	31,300 (44,000)	36,400 (51,200)	27,500 (38,700)	33,400 (47,000)	26,500 (37,300)	43,900 (61,700)	32,900 (46,300)	32,200 (45,300)	29,000 (40,800)	53,600 (75,400)	27,400 (38,500)	27,600 (38,800)	28,600 (40,200)	24,600 (34,600)	27,300 (38,400)	31,600 (44,400)	30,600 (43,000)	
	12 千葉県	36,600 (51,500)	31,700 (44,600)	31,300 (44,000)	36,400 (51,200)	28,100 (39,500)	33,400 (47,000)	26,500 (37,300)	43,900 (61,700)	32,900 (46,300)	32,200 (45,300)	29,000 (40,800)	54,700 (76,900)	26,500 (37,300)	27,500 (38,700)	29,100 (40,900)	25,100 (35,300)	27,300 (38,400)	31,700 (44,600)	30,700 (43,200)	
	13 東京都	36,500 (51,300)	31,500 (44,300)	31,300 (44,000)	36,900 (51,900)	28,900 (40,600)	33,400 (47,000)	26,500 (37,300)	45,300 (63,700)	32,900 (46,300)	32,000 (45,000)	29,000 (40,800)	52,100 (73,300)	27,500 (38,700)	27,600 (38,800)	29,500 (41,500)	25,700 (36,100)	27,300 (38,400)	32,800 (46,100)	30,700 (43,200)	
	14 神奈川県	36,500 (51,300)	31,300 (44,000)	31,300 (44,000)	36,100 (50,800)	29,400 (41,300)	33,400 (47,000)	26,500 (37,300)	44,400 (62,400)	31,900 (44,900)	30,700 (43,200)	29,000 (40,800)	50,600 (71,100)	27,300 (38,400)	27,500 (38,700)	28,700 (40,400)	24,400 (34,300)	27,300 (38,400)	30,000 (42,200)	30,000 (42,200)	
	19 山梨県	36,800 (51,700)	31,500 (44,300)	31,300 (44,000)	35,400 (49,800)	27,800 (39,100)	33,300 (46,800)	26,400 (37,100)	44,900 (63,100)	31,300 (44,000)	30,800 (43,300)	29,000 (40,800)	50,000 (70,300)	27,400 (38,500)	27,700 (38,800)	28,200 (39,600)	24,400 (34,300)	27,300 (38,400)	29,600 (41,600)	29,700 (41,800)	
	20 長野県	36,600 (51,500)	31,800 (44,700)	31,500 (44,300)	35,100 (49,400)	27,100 (38,100)	33,700 (47,400)	26,500 (37,300)	43,100 (60,800)	30,900 (41,900)	29,500 (40,900)	29,100 (40,900)	44,500 (62,600)	24,500 (34,000)	27,100 (38,100)	24,500 (34,400)	23,800 (33,500)	27,600 (38,800)	27,700 (38,900)	27,900 (39,200)	
北陸	15 新潟県	44,600 (62,700)	32,600 (45,800)	40,000 (56,200)	39,000 (54,800)	24,700 (34,700)	31,800 (44,700)	24,800 (34,800)	45,500 (64,000)	28,700 (40,400)	30,600 (43,000)	28,700 (40,400)	31,500 (44,300)	25,100 (35,300)	26,200 (38,800)	25,600 (36,000)	23,700 (33,300)	27,100 (38,100)	24,500 (34,400)	27,300 (38,400)	
	16 富山県	44,300 (62,300)	32,500 (45,700)	40,000 (56,200)	40,200 (56,500)	26,200 (36,800)	30,500 (42,900)	24,800 (34,900)	46,300 (65,100)	28,800 (41,100)	31,400 (39,500)	28,100 (39,500)	36,600 (51,500)	27,800 (39,100)	28,900 (37,800)	26,600 (37,400)	23,800 (33,500)	27,100 (38,100)	24,500 (34,400)	27,700 (38,800)	
	17 石川県	44,300 (62,300)	32,600 (45,800)	39,900 (56,100)	40,800 (57,400)	28,000 (39,400)	30,400 (42,700)	24,900 (35,000)	44,600 (62,700)	29,700 (41,800)	29,500 (41,500)	28,100 (39,500)	37,200 (52,300)	27,200 (38,200)	26,900 (37,800)	26,000 (36,600)	24,000 (33,700)	27,000 (38,000)	25,400 (35,700)	27,900 (39,200)	
中部	21 岐阜県	42,300 (59,500)	31,800 (44,700)	35,700 (50,200)	38,200 (53,700)	27,400 (38,500)	31,200 (43,900)	23,800 (33,500)	41,800 (58,800)	28,300 (39,800)	25,600 (36,000)	30,200 (42,500)	43,500 (61,200)	29,000 (40,800)	30,100 (42,300)	25,700 (36,100)	22,900 (32,200)	27,200 (38,200)	25,500 (35,900)	27,700 (38,800)	
	22 静岡県	42,300 (59,500)	32,700 (46,000)	35,800 (50,300)	38,600 (54,300)	27,700 (38,900)	31,100 (43,700)	23,800 (33,500)	47,900 (67,300)	30,900 (43,400)	29,000 (40,800)	30,100 (42,300)	46,700 (65,700)	27,400 (38,500)	30,200 (42,500)	27,200 (38,200)	23,000 (32,300)	27,300 (38,400)	28,100 (39,500)	28,900 (40,600)	
	23 愛知県	42,300 (59,500)	31,700 (44,600)	35,700 (50,200)	37,800 (53,100)	27,500 (38,700)	31,100 (43,700)	23,900 (33,600)	44,900 (63,100)	30,200 (42,500)	26,000 (36,600)	30,200 (42,500)	44,200 (62,100)	29,300 (41,200)	30,600 (43,000)	26,400 (37,100)	23,300 (32,800)	27,200 (38,200)	27,600 (38,600)	28,100 (39,500)	
	24 三重県	42,300 (59,500)	31,800 (44,700)	35,800 (50,300)	39,300 (55,300)	28,500 (37,300)	30,900 (43,400)	23,600 (33,200)	45,000 (63,300)	29,400 (41,300)	25,800 (36,300)	30,100 (42,300)	45,700 (64,300)	30,100 (38,500)	30,100 (42,300)	25,800 (36,300)	23,600 (33,200)	27,300 (38,400)	27,400 (38,500)	30,100 (42,300)	
近畿	18 福井県	40,800 (57,400)	31,100 (43,700)	30,500 (42,900)	38,000 (53,400)	25,600 (36,000)	29,000 (40,800)	22,400 (31,500)	35,500 (49,900)	25,800 (36,300)	26,900 (37,800)	25,400 (35,700)	38,500 (54,100)	25,100 (35,300)	23,100 (32,500)	24,200 (34,000)	22,800 (32,100)	27,400 (38,500)	24,700 (34,700)	25,500 (35,900)	
	25 滋賀県	41,700 (58,600)	30,800 (43,300)	30,300 (42,600)	37,600 (52,900)	25,800 (36,300)	27,200 (38,200)	22,700 (31,900)	35,800 (50,300)	26,700 (37,800)	25,400 (35,700)	24,500 (34,400)	38,700 (54,400)	25,500 (35,900)	24,200 (34,000)	25,000 (35,200)	23,500 (33,000)	27,400 (38,500)	25,500 (35,900)	25,600 (36,000)	
	26 京都府	41,100 (57,800)	30,800 (43,300)	30,400 (42,700)	37,600 (52,900)	25,500 (36,000)	27,200 (38,200)	22,600 (31,800)	35,400 (49,800)	26,900 (37,800)	25,500 (35,700)	24,900 (35,300)	39,300 (55,300)	26,300 (37,000)	24,000 (33,700)	25,400 (35,700)	23,400 (32,900)	27,400 (38,500)	25,500 (35,900)	25,500 (36,000)	
	27 大阪府	40,800 (57,400)	31,100 (43,700)	30,300 (42,600)	38,200 (53,800)	26,400 (37,100)	29,200 (41,100)	22,700 (31,900)	36,300 (51,000)	26,700 (37,800)	25,400 (35,700)	24,500 (34,400)	40,800 (57,400)	27,000 (38,900)	24,000 (33,700)	25,500 (35,900)	23,900 (33,600)	27,400 (38,500)	25,500 (36,000)	25,500 (36,000)	
	28 兵庫県	40,900 (57,500)	31,100 (43,700)	30,400 (42,																	

参考公表：建設労働者の雇用に伴い必要な経費の表示

- 1 公共工事設計労務単価(上段)は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものである。
- 2 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
- 3 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。
- 4 公共工事設計労務単価は、労働者に支払われる賃金に係わるものであり、現場管理費(法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等)及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。(例えば、交通誘導警備員の単価については、警備会社に必要な諸経費は含まれていない。)
- 5 法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている。
- 6 建設労働者の雇用に伴って必要となる、法定福利費(事業主負担分)、労務管理費、安全管理費、宿舍費等を、公共工事設計労務単価に加算した金額(参考値)を、下段に括弧書きで示す。
- これらの必要経費は、公共工事の予定価格の積算においては、共通仮設費、現場管理費の中に計上されている。
- この金額は全国調査をもとに試算した参考値であり、工程、工事規模等の条件により変動する。
- また、遠隔地からの労働者の流入を想定したものではない。
- 7 この表は、「令和5年3月から適用する公共工事設計労務単価」に対応するものである。

上段：公共工事設計労務単価

下段：公共工事設計労務単価＋必要経費(法定福利費(事業主負担分)、労務管理費、宿舍費等)（参考値）

		所定労働時間内8時間あたりの金額(単位:円)									
地方連絡協議会名	都道府県名	サッシ工	屋根ふき工	内装工	ガラス工	建具工	ダクト工	保温工	設備機械工	交通誘導警備員A	交通誘導警備員B
北海道	01 北海道	26,100	-	26,300	22,900	-	21,900	26,000	25,300	16,200	13,400
		(36,700)	-	(37,000)	(32,200)	-	(30,800)	(36,600)	(35,600)	(22,800)	(18,800)
東北	02 青森県	28,200	-	26,000	24,300	24,100	20,900	24,400	24,500	15,100	12,900
		(39,600)	-	(36,600)	(34,200)	(33,900)	(29,400)	(34,300)	(34,400)	(21,200)	(18,100)
	03 岩手県	28,100	-	26,200	24,300	24,000	21,000	24,200	24,400	15,900	13,500
		(39,500)	-	(36,800)	(34,200)	(33,700)	(29,500)	(34,000)	(34,300)	(22,400)	(19,000)
	04 宮城県	30,200	-	28,500	23,900	24,000	21,500	24,300	24,400	17,500	14,500
		(42,500)	-	(40,100)	(33,600)	(33,700)	(30,200)	(34,200)	(34,300)	(24,600)	(20,400)
	05 秋田県	28,500	-	26,200	24,300	24,100	21,000	24,400	24,500	15,200	12,800
(40,100)		-	(36,800)	(34,200)	(33,900)	(29,500)	(34,300)	(34,400)	(21,400)	(18,000)	
関東	06 山形県	27,900	-	27,600	24,300	23,400	22,300	24,400	24,500	17,300	14,400
		(39,200)	-	(38,800)	(34,200)	(32,900)	(31,400)	(34,300)	(34,400)	(24,300)	(20,200)
	07 福島県	28,500	-	28,400	24,200	24,800	22,000	24,400	24,400	17,500	14,500
		(40,100)	-	(39,900)	(34,000)	(34,900)	(30,900)	(34,300)	(34,300)	(24,600)	(20,400)
関東	08 茨城県	29,100	-	29,800	28,500	-	25,500	25,100	25,400	16,900	15,300
		(40,900)	-	(41,900)	(40,100)	-	(35,900)	(35,300)	(35,700)	(23,800)	(21,500)
	09 栃木県	29,200	-	30,400	28,500	-	25,300	25,100	25,400	16,500	14,200
		(41,100)	-	(42,700)	(40,100)	-	(35,600)	(35,300)	(35,700)	(23,200)	(20,000)
	10 群馬県	28,200	-	29,500	28,500	24,600	24,400	25,100	25,400	15,800	13,800
		(39,600)	-	(41,500)	(40,100)	(34,600)	(34,300)	(35,300)	(35,700)	(22,200)	(19,400)
	11 埼玉県	28,700	-	30,100	28,700	-	25,900	25,100	25,400	16,800	14,900
		(40,400)	-	(42,300)	(40,400)	-	(36,400)	(35,300)	(35,700)	(23,600)	(20,900)
	12 千葉県	28,800	-	29,500	28,700	-	25,500	25,100	25,400	17,300	15,000
		(40,500)	-	(41,500)	(40,400)	-	(35,900)	(35,300)	(35,700)	(24,300)	(21,100)
	13 東京都	29,000	-	29,800	28,700	-	25,900	25,100	25,400	17,900	15,500
		(40,800)	-	(41,900)	(40,400)	-	(36,400)	(35,300)	(35,700)	(25,200)	(21,800)
	14 神奈川県	28,500	-	30,200	28,600	24,600	25,000	25,100	25,400	17,800	15,500
		(40,100)	-	(42,500)	(40,200)	(34,600)	(35,200)	(35,300)	(35,700)	(25,000)	(21,800)
	19 山梨県	28,700	-	30,400	28,600	24,600	24,900	25,100	25,400	16,300	14,200
		(40,400)	-	(42,700)	(40,200)	(34,600)	(35,000)	(35,300)	(35,700)	(22,900)	(20,000)
中部	20 長野県	27,900	-	29,200	28,900	24,700	24,600	25,100	25,400	15,000	12,700
		(39,200)	-	(41,100)	(40,600)	(34,700)	(34,600)	(35,300)	(35,700)	(21,100)	(17,900)
北陸	15 新潟県	30,000	-	26,900	24,700	22,000	21,900	23,800	26,100	16,700	14,300
		(42,200)	-	(37,800)	(34,700)	(30,900)	(30,800)	(33,500)	(36,700)	(23,500)	(20,100)
	16 富山県	29,100	-	26,800	24,700	21,700	22,400	23,800	26,100	16,600	14,700
		(40,900)	-	(37,700)	(34,700)	(30,500)	(31,500)	(33,500)	(36,700)	(23,300)	(20,700)
17 石川県	28,400	-	25,900	24,600	21,300	22,500	23,800	26,000	17,200	14,600	
	(39,900)	-	(36,400)	(34,600)	(29,900)	(31,500)	(33,500)	(36,600)	(24,200)	(20,500)	
中部	21 岐阜県	29,900	-	28,100	27,400	24,300	23,300	26,900	27,200	16,500	14,300
		(42,000)	-	(39,500)	(38,500)	(34,200)	(32,800)	(37,800)	(38,200)	(23,200)	(20,100)
	22 静岡県	29,600	-	35,200	27,400	24,300	24,900	26,800	27,200	17,100	14,200
		(41,600)	-	(49,500)	(38,500)	(34,200)	(35,000)	(37,700)	(38,200)	(24,000)	(20,000)
	23 愛知県	29,500	-	31,700	27,400	24,300	23,500	26,800	27,200	17,600	14,500
		(41,500)	-	(44,600)	(38,500)	(34,200)	(33,000)	(37,700)	(38,200)	(24,700)	(20,400)
24 三重県	30,200	-	31,800	27,400	24,500	24,400	26,900	27,200	16,800	13,900	
	(42,500)	-	(44,700)	(38,500)	(34,400)	(34,300)	(37,800)	(38,200)	(23,600)	(19,500)	
近畿	18 福井県	25,600	-	27,000	25,400	24,200	22,300	25,400	24,400	15,700	13,400
		(36,000)	-	(38,000)	(35,700)	(34,000)	(31,400)	(35,700)	(34,300)	(22,100)	(18,800)
	25 滋賀県	27,700	-	27,600	25,300	-	23,300	25,900	25,500	15,200	12,400
		(38,900)	-	(38,800)	(35,600)	-	(32,800)	(36,400)	(35,900)	(21,400)	(17,400)
	26 京都府	27,700	-	27,700	25,300	-	23,700	25,700	25,200	15,300	12,000
		(38,900)	-	(38,900)	(35,600)	-	(33,300)	(36,100)	(35,400)	(21,500)	(16,900)
	27 大阪府	27,200	-	27,700	25,300	-	23,000	25,400	25,000	15,000	12,700
		(38,200)	-	(38,900)	(35,600)	-	(32,300)	(35,700)	(35,200)	(21,100)	(17,900)
	28 兵庫県	27,200	26,100	27,700	25,300	-	22,700	25,500	25,000	15,400	12,400
		(38,200)	(36,700)	(38,900)	(35,600)	-	(31,900)	(35,900)	(35,200)	(21,700)	(17,400)
29 奈良県	27,700	-	27,800	25,300	-	24,000	25,900	24,900	15,500	12,600	
	(38,900)	-	(39,100)	(35,600)	-	(33,700)	(36,400)	(35,000)	(21,800)	(17,700)	
30 和歌山県	27,400	-	27,700	25,300	-	23,700	25,600	24,600	15,000	12,400	
	(38,900)	-	(38,900)	(35,600)	-	(33,300)	(36,000)	(34,600)	(21,100)	(17,400)	
中国	31 鳥取県	22,100	-	23,300	21,800	19,600	20,600	20,700	22,700	15,800	12,200
		(31,100)	-	(32,800)	(30,700)	(27,600)	(29,000)	(29,100)	(31,900)	(22,200)	(17,200)
	32 島根県	21,900	-	22,700	21,800	19,600	20,600	20,700	22,700	15,800	13,000
		(30,800)	-	(31,900)	(30,700)	(27,600)	(29,000)	(29,100)	(31,900)	(22,200)	(18,300)
	33 岡山県	21,900	-	23,800	21,800	19,600	20,800	20,800	22,700	16,200	13,600
(30,800)		-	(33,500)	(30,700)	(27,600)	(29,200)	(29,200)	(31,900)	(22,800)	(19,100)	
九州	34 広島県	22,100	-	22,900	21,900	19,700	20,600	20,800	22,800	16,400	13,500
		(31,100)	-	(32,200)	(30,800)	(27,700)	(29,000)	(29,200)	(32,100)	(23,100)	(19,000)
	35 山口県	21,900	-	22,900	21,800	19,600	20,500	20,700	22,700	16,000	12,900
(30,800)		-	(32,200)	(30,700)	(27,600)	(28,800)	(29,100)	(31,900)	(22,500)	(18,100)	
四国	36 徳島県	-	-	-	21,900	-	20,100	-	22,200	14,800	13,300
		-	-	-	(30,800)	-	(28,300)	-	(31,200)	(20,800)	(18,700)
	37 香川県	-	-	-	21,800	-	20,000	-	22,200	14,900	13,400
		-	-	-	(30,700)	-	(28,100)	-	(31,200)	(20,800)	(18,800)
	38 愛媛県	-	-	-	21,900	-	20,100	-	22,200	14,300	12,100
		-	-	-	(30,800)	-	(28,300)	-	(31,200)	(20,100)	(17,000)
39 高知県	-	-	-	21,900	-	20,100	-	22,200	13,600	11,500	
	-	-	-	(30,800)	-	(28,300)	-	(31,200)	(19,100)	(16,200)	
九州	40 福岡県	-	-	24,900	24,600	-	22,000	22,800	25,900	14,800	13,300
		-	-	(35,000)	(34,600)	-	(30,900)	(32,100)	(36,400)	(20,800)	(18,700)
	41 佐賀県	-	-	24,900	24,500	-	21,700	22,800	26,200	14,600	13,100
		-	-	(35,000)	(34,400)	-	(30,500)	(32,100)	(36,800)	(20,500)	(18,400)
	42 長崎県	-	-	25,900	24,700	-	22,000	22,800	26,300	14,900	13,900
		-	-	(36,400)	(34,700)	-	(30,900)	(32,100)	(37,000)	(20,900)	(19,500)
	43 熊本県	-	-	25,000	24,800	-	21,700	22,800	25,900	14,400	12,700
		-	-	(35,200)	(34,900)	-	(30,500)	(32,100)	(36,400)	(20,200)	(17,900)
	44 大分県	-	-	24,900	24,600	-	22,100	22,800	25,900	14,700	12,100
		-	-	(35,000)	(34,600)	-	(31,100)	(32,100)	(36,400)	(20,700)	(17,000)
45 宮崎県	-	-	24,800	24,500	-	22,000	22,800	25,800	14,600	11,700	
	-	-	(34,900)	(34,400)	-	(30,900)	(32,100)	(36,300)	(20,500)	(16,500)	
46 鹿児島県	-	-	24,500	24,700	-	21,800	22,800	25,800	15,600	13,600	
	-	-	(34,400)	(34,700)	-	(30,700)	(32,100)	(36,300)	(21,900)	(19,100)	
沖縄	47 沖縄県	-	-	21,100	23,700	-	18,900	-	22,500	13,600	11,600
		-	-	(29,700)	(33,300)	-	(26,600)	-	(31,600)	(19,100)	(16,300)

(1) 参考

今回の調査（令和４年１０月調査）において、十分な有効標本数が確保できず、公共工事設計労務単価としての設定に至らなかった職種は次の表のとおりである。

職種
建築ブロック工

(2) 雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の事業主負担額（試算）の参考公表

- 公共工事設計労務単価は労働者に支払われる賃金に係わるものであり、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の事業主負担額等は含まれていない。これらの事業主負担額の費用は、積算上、現場管理費等に含まれている。

種類 日当たり賃金 標準報酬月額		労働保険	社会保険		社会保険料の 事業主負担額 (月当たり)	日当たり賃金 ＋ 社会保険料の 事業主負担額 (日当たり)	日当たり に対する 割合
		雇用保険	健康保険 (介護保険を含む)	厚生年金保険 (子ども・子育て拠出金を含む)			
		1.050%	5.725%	9.510%			
7,500	170,000	1,733	9,733	16,167	27,633	8,756	116.7%
10,000	220,000	2,310	12,595	20,922	35,827	11,629	116.3%
12,500	280,000	2,888	16,030	26,628	45,546	14,570	116.6%
15,000	340,000	3,465	19,465	32,334	55,264	17,512	116.7%
17,500	380,000	4,043	21,755	36,138	61,936	20,315	116.1%
20,000	440,000	4,620	25,190	41,844	71,654	23,257	116.3%
22,500	500,000	5,198	28,625	47,550	81,373	26,199	116.4%
25,000	560,000	5,775	32,060	53,256	91,091	29,141	116.6%
27,500	620,000	6,353	35,495	58,962	100,810	32,082	116.7%
30,000	650,000	6,930	37,213	58,962	103,105	34,687	115.6%

(単位：円)

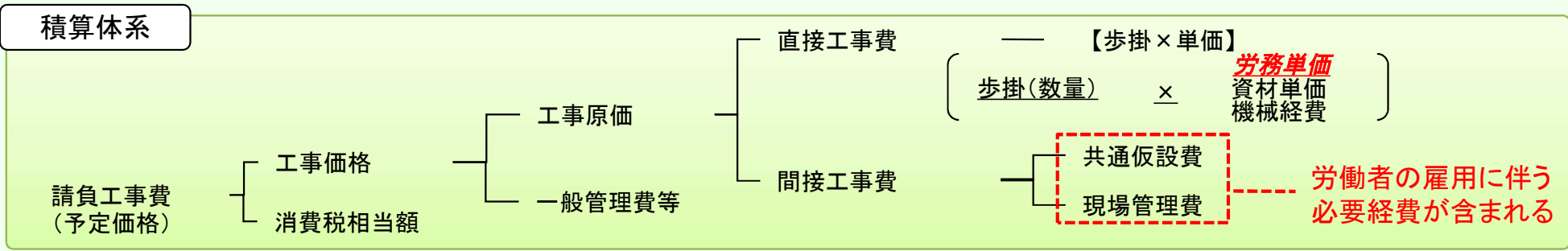
- ※ 雇用保険：労働者を雇用する事業所における一般被保険者一人当たりの事業主負担額を試算。
事業主負担額は、日当たり賃金別に月 22 日労働と仮定した場合の月当たり賃金を元に算定。
(例：日当たり賃金 15,000 円×22 日＝月当たり賃金 330,000 円)
- 健康保険・厚生年金保険：法人及び常時 5 人以上の従業員を使用する個人事業所における被保険者一人当たりの事業主負担額を試算。
事業主負担額は、日当たり賃金別に月 22 日労働と仮定した場合の標準報酬月額（賞与等を含まない）を元に算定。厚生年金保険の標準報酬月額
の上限額は 620,000 円。
(例：日当たり賃金 15,000 円×22 日＝月当たり賃金 330,000 円 → 報酬月額 330,000 円以上 350,000 円未満の標準報酬月額は 340,000 円)
- 「健康保険」は、全国健康保険協会管掌健康保険（東京都）の保険料額。介護保険料を含む。
「厚生年金保険」は、子ども・子育て拠出金を含む（厚生年金基金加入員を除く）
「社会保険料の事業主負担額（日当たり）」は、「社会保険料の事業主負担額（月当たり）」を 22 日で除して算定。
小数点以下は四捨五入して算定。
令和 5 年 1 月時点の保険料率

現状

- 公共工事設計労務単価は、国、自治体等が公共工事の予定価格を積算する際に用いる単価
- 建設労働者等の賃金相当額であって、労働者の雇用に伴う賃金以外の必要経費分※は含まれていない

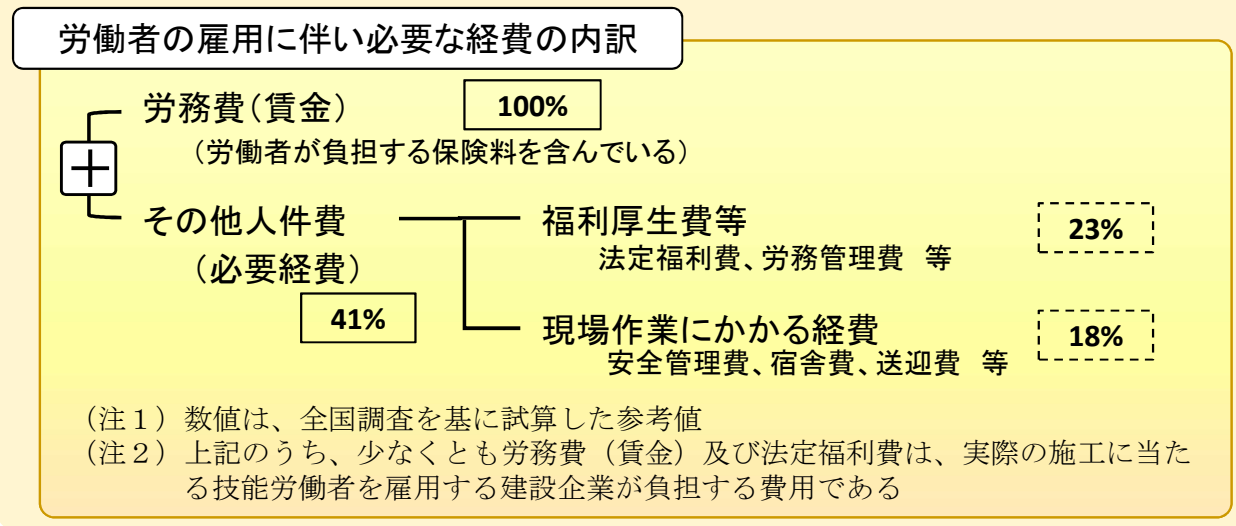
(必要経費分は、別途、共通仮設費、現場管理費の項目で積算される)

※労働者の雇用に伴う必要経費： 法定福利費、労務管理費、安全管理費など



課題

建設労働者等が受け取る賃金をもとに設定している公共工事設計労務単価が、労働者の雇用に伴い必要な賃金以外の経費を含んだ金額と誤解され、必要経費分の値引きを強いられる結果、技能労働者に支払われる賃金が低く抑えられているとの指摘がある。





令和5年2月14日

大臣官房 技術調査課

港湾局 技術企画課

航空局 航空ネットワーク部 空港技術課

令和5年3月から適用する設計業務委託等技術者単価について

- 令和4年度に実施した設計業務委託等給与実態調査に基づき、設計業務委託等技術者単価を決定し、令和5年3月から適用することとしたのでお知らせします。

【改定後の単価のポイント】

- 今回の決定により、全職種（職階）単純平均で対前年度比5.4%引き上げられることになります。（[資料1](#)）
- 11年連続の引き上げにより、全職種単純平均値が44,455円となり、最高値を更新（公表を開始した平成9年度以降）しました。（[資料2](#)）
- 詳細については別添の資料をご覧ください。（[資料3](#)）
- なお、設計業務委託等給与実態調査は、過去に国土交通省発注業務の受注実績がある企業を対象に、地域、規模の分布を反映して抽出し、技術者の給与実態を調査しています。

【問い合わせ先】

国土交通省大臣官房技術調査課

課長 補佐 吉田（内線：22352）

係長 樽原（内線：22354）

電話番号 03-5253-8111【代表】

03-5253-8221【夜間直通】

1. 設計業務委託等技術者単価とは

- 国土交通省が発注する設計業務委託等（設計・測量・地質等）の積算に用いる全国一律の単価。
- 毎年度実施している給与実態調査結果に基づいて、20職種（職階）の単価を設定。

2. 令和5年度技術者単価の概要

			対前年度比（H24比）	
【全職種（職階）単純平均】			44,455円	
			+5.4%（+40.4%）	
(内訳)			対前年度比（H24比）	
設計業務（7職階）	平均	53,671円	+7.1%	(+37.8%)
測量業務（5職階）	平均	37,700円	+5.2%	(+63.1%)
航空・船舶関係業務（5職階）	平均	40,580円	+1.5%	(+33.3%)
地質調査業務（3職階）	平均	40,667円	+6.9%	(+46.4%)

(参考)近10か年の伸び率(全職種(職階)平均)										
H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	
全職種: +1.2%	+3.2%	+4.7%	+3.8%	+3.1%	+3.0%	+3.7%	+3.1%	+1.6%	+3.2%	



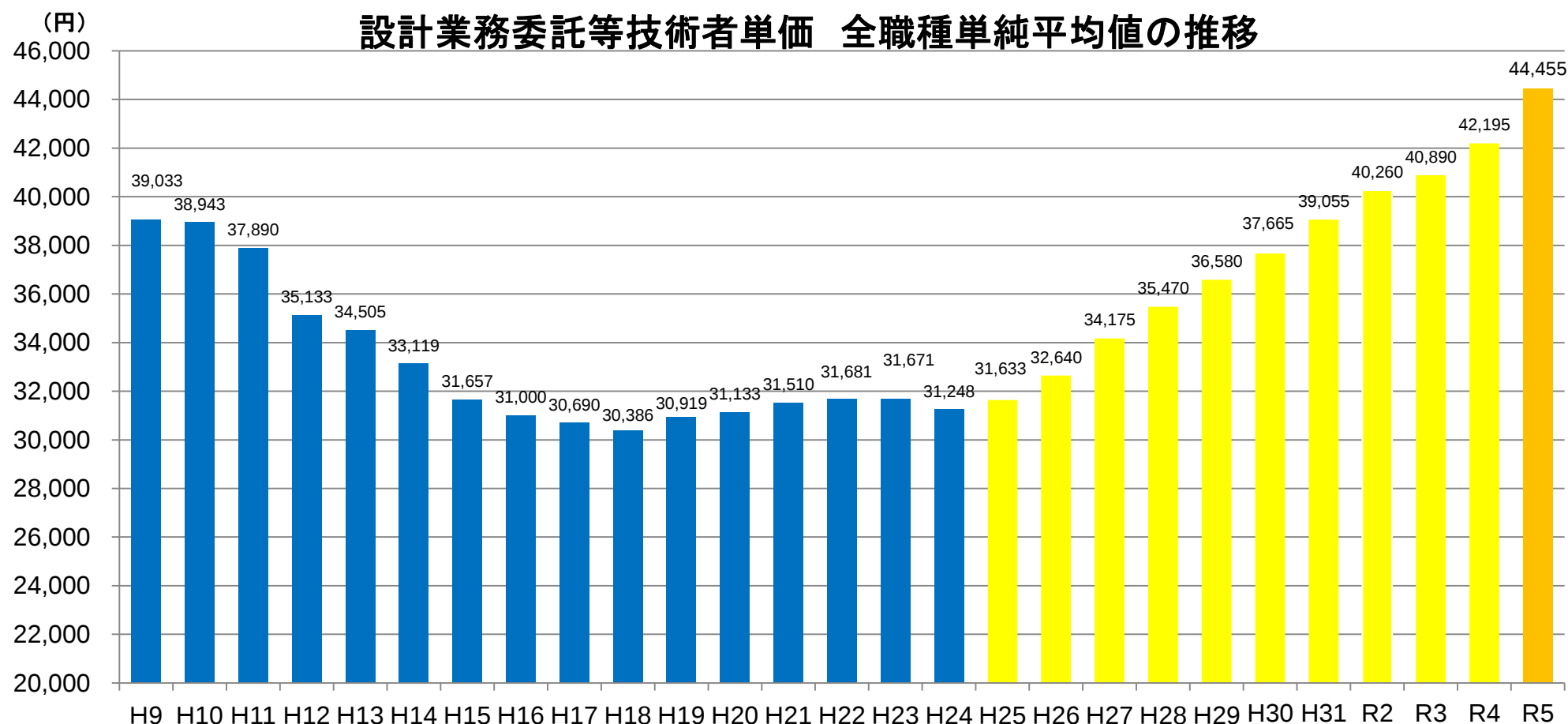
令和5年3月から適用する設計業務委託等技術者単価

設計業務委託等（設計、測量、地質関係）

◆ 最近の給与等の実態を適切・迅速に反映

➡ 全職種平均 44,455円 R4年3月比；+5.4%
(平成24年度比+40.4%)

設計業務委託等技術者単価 全職種単純平均値の推移



1. 令和5年度設計業務委託等技術者単価について
決定した職種別の設計業務委託等技術者単価一覧を「別表」に示す。

2. 設計業務委託等技術者単価について

- (1) 設計業務委託等技術者単価の構成

設計業務委託等技術者単価は、次の1. ～4. で構成される（図－1）

1. 基本給相当額
2. 諸手当（役職、資格、通勤、住宅、家族、その他）
3. 賞与相当額
4. 事業主負担額（退職金積立、健康保険、厚生年金保険、雇用保険、
労災保険、介護保険、児童手当）

$$\boxed{\text{設計業務委託等技術者単価}} = \boxed{\text{(1) 基本給相当額}} + \boxed{\text{(2) 諸手当}} + \boxed{\text{(3) 賞与相当額}} + \boxed{\text{(4) 事業主負担額}}$$

所定労働時間内8時間当たり

図－1 単価の構成

- (2) 単価に含まれない賃金、手当

1. 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金
2. 各職種の通常の作業条件又は作業内容を超えた労働に対する手当

- (3) 留意事項

設計業務委託等技術者単価は公共事業の設計業務委託等の積算に用いるためのものであり、以下の点に十分留意する。

- ・外注契約における技術者単価や雇用契約における技術者への支払い賃金を拘束するものではないこと
- ・本単価に含まれる賃金の範囲は（1）のとおりであり（2）に示すものは含まれないこと。

(別表) 令和5年度 設計業務委託等技術者単価

①設計業務

技術者の職種	基準日額(円)	割増対象賃金比(%)
主任技術者	74,900	55%
理事、技師長	70,900	55%
主任技師	62,200	55%
技師(A)	55,200	55%
技師(B)	45,300	55%
技師(C)	35,600	55%
技術員	31,600	55%

②測量業務

技術者の職種	基準日額(円)	割増対象賃金比(%)
測量主任技師	51,000	60%
測量技師	44,000	55%
測量技師補	34,300	60%
測量助手	32,200	55%
測量補助員	27,000	60%

③航空・船舶関係

技術者の職種	基準日額(円)	割増対象賃金比(%)
操縦士	53,600	65%
整備士	40,400	60%
撮影士	41,600	60%
撮影助手	33,800	60%
測量船操縦士	33,500	55%

④地質業務

技術者の職種	基準日額(円)	割増対象賃金比(%)
地質調査技師	53,800	55%
主任地質調査員	39,100	55%
地質調査員	29,100	55%

【参考資料】

技術者の職種区分

参考までに設計業務等における技術者の職種区分定義を下記のとおり示す。

(1) 測量技術者

職種区分定義

- ① 測量主任技師：測量士で業務全般に精通するとともに複数の業務を担当する者。
また、業務の計画及び実施を担当する技術者で測量技師等を指揮、指導する者。
- ② 測量技師：測量士で測量主任技師の包括的指示のもとに業務の計画、実施を担当する者。
また、測量技師補又は撮影士等を指揮、指導して測量を実施する者。
- ③ 測量技師補：上記以外の測量士又は測量士補で測量技師の包括的指示のもとに計画に従い業務の実施を担当する者。また、測量助手を指揮、指導して測量を実施する者。
- ④ 測量助手：測量技師又は測量技師補の指揮、指導のもとに測量作業における難易度の高い補助業務を担当する者。
- ⑤ 測量補助員：測量技師、測量技師補又は測量助手の指揮、指導のもとに測量作業における補助業務を担当する者。
- ⑥ 操縦士：測量用写真の撮影等に使用する事業用航空機の操縦免許保有者で操縦を担当する者。
- ⑦ 整備士：一等又は二等航空整備士の免許保有者で測量用写真の撮影等に使用する航空機の整備を担当する者。
- ⑧ 撮影士：測量士又は測量士補で測量技師の包括的指示のもとに測量用写真の撮影業務及び航空レーザ計測を担当する者。また、撮影助手を指揮、指導して撮影等を実施する者。
- ⑨ 撮影助手：撮影士の指揮、指導のもとに測量用写真の撮影等の補助業務を担当する者。
- ⑩ 測量船操縦士：水面（海面及び内水面）における、測量用船舶の操船その他の作業を担当する者。

(2) 地質調査技術者

職種区分定義

- ① 地質調査技師：高度な技術的判断を含まない単純なボーリング作業の現場における作業を指揮、指導する技術者で、現場責任者、現場代理人等をいう。
- ② 主任地質調査員：高度な技術的判断を含まない単純なボーリング作業の現場における機械、計器、試験器等の操作及び観測、測定等を行う技術者をいう。
- ③ 地質調査員：ボーリング作業の現場におけるボーリング機械の組立、解体、運転、保守等を行う者をいう。

(3) 設計業務等技術者

職種区分定義

- ① 主任技術者：先例が少なく、特殊な工法や解析を伴う極めて高度あるいは専門的な業務を指導統括する能力を有する技術者。
工学以外に社会、経済、環境等の多方面な分野にも精通し、総合的な判断力により業務を指導、統括する能力を有する技術者。
工学や解析手法の新規開発業務を指導、統括する能力を有する技術者。
- ② 理事・技師長：複数の非定型業務を統括し、極めて高度で複合的な業務のプロジェクトマネージャーを務める技術者。
- ③ 主任技師：定型業務に精通し部下を指導して複数の業務を担当する。また、非定型業務を指導し最重要部分を担当する。

- ④ 技 師 (A) : 一般的な定型業務に精通するとともに高度な定型業務を複数担当する。また、上司の指導のもとに非定型的な業務を担当する。
- ⑤ 技 師 (B) : 一般的な定型業務を複数担当する。また、上司の包括的指示のもとに高度な定型業務を担当する。
- ⑥ 技 師 (C) : 上司の包括的指示のもとに一般的な定型業務を担当する。また、上司の指導のもとに高度な定型業務を担当する。
- ⑦ 技 術 員 : 上司の指導のもとに一般的な定型業務の一部を担当する。また、補助員を指導して基礎的資料を作成する。

なお、職種区分定義で示されている定型業務、非定型業務については下記を参考に判断するものとする。

- 定 型 業 務
- ・調査項目、調査方法等が指定されており、作業量、所要工期等も明確な業務
 - ・参考となる類似業務があり、それらをベースに応用することが可能な比較的簡易な業務
 - ・設計条件、計画諸元の設定等が比較的容易で、立地条件や社会条件により業務遂行が大きく作用されない業務
- 非定型業務
- ・調査項目、調査方法等が未定で、コンサルタントとしての経験から最適な業務計画、設計手法等を確立して対応することが求められる業務
 - ・比較検討のウエイトが高く、かつ新技術または高度技術と豊かな経験を要する大規模かつ重要構造物の設計業務
 - ・文化性、芸術性が特に重視される業務
 - ・先例が少ないか、実験解析、特殊な観測・診断等を要する業務
 - ・委員会運営や関係機関との調整等を要する業務
 - ・計画から設計まで一貫した業務